



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） ..... 2
- 地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則（人事課） ..... 4
- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） ..... 4
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課） ..... 12
- 沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（行政管理課） ..... 15
- 沖縄県財務規則の一部を改正する規則（財政課） ..... 15

### 告 示

- かいの指定（財政課） ..... 19
- かいの指定の解除（財政課） ..... 19
- 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示（技術・建設業課） ..... 19

### 訓 令

- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） ..... 19
- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） ..... 20
- 沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課） ..... 25
- 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課） ..... 34
- 沖縄県標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令（人事課） ..... 35
- 沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令（人事課） ..... 36
- 沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令（行政管理課） ..... 36
- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課） ..... 37
- 沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令（行政管理課） ..... 43
- 沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令（管財課） ..... 46
- 県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） ..... 46
- 沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） ..... 46
- 沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） ..... 47
- 沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令（消費・くらし安全課） ..... 47
- 沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程の一部を改正する訓令（平和援護・男女参画課） ..... 48
- 沖縄県災害医療コーディネーター設置規程（保健医療政策課） ..... 48
- 衛生検査所精度管理専門委員設置規程の一部を改正する訓令（保健医療政策課） ..... 50
- 沖縄県立看護大学学校医設置規程及び沖縄県立看護大学特任教授設置規程の一部を改正する訓令（保健医療政策課） ..... 50
- 沖縄県食育推進本部設置規程の一部を改正する訓令（健康長寿課） ..... 50
- 嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令（生活衛生課） ..... 51
- 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令（生活衛生課） ..... 51
- 国民健康保険指導監査専門医設置規程の一部を改正する訓令（国民健康保険課） ..... 51
- 沖縄県衛生環境研究所ハブ研究嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（業務疾病対策課） ..... 51

- 沖縄県国際物流拠点形成推進役設置規程を廃止する訓令（アジア経済戦略課）……………52
- 沖縄県下水道管理事務所自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令（下水道課）……………52
- 災害対策本部事項**
- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令……………56
- 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項**
- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令……………57
- 新型インフルエンザ等対策本部事項**
- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令……………58

## 規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第20号

#### 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

沖縄県医療審議会	委 員	日額	9,300
	専 門 委 員	日額	9,300
沖縄県准看護師試験委員		日額	9,300
沖縄県保健所運営協議会委員		日額	9,300
沖縄県感染症診査協議会委員		日額	9,300
沖縄県がん対策推進協議会委員		日額	9,300
沖縄県精神医療審査会委員		日額	9,300
沖縄県公衆浴場入浴料金審議会委員		日額	9,300
沖縄県生活衛生適正化審議会委員		日額	9,300
沖縄県国民健康保険審査会委員		日額	9,300
沖縄県後期高齢者医療審査会委員		日額	9,300
沖縄県麻薬中毒審査会委員		日額	9,300
沖縄県薬事審議会委員		日額	9,300
沖縄県指定難病審査会委員		日額	9,300

を

沖縄県准看護師試験委員	日額 9,300
沖縄県保健所運営協議会委員	日額 9,300
沖縄県感染症診査協議会委員	日額 9,300
沖縄県がん対策推進協議会委員	日額 9,300

沖縄県医療審議会	委 員	日額 9,300	に改める。
	専 門 委 員	日額 9,300	
沖縄県指定難病審査会委員		日額 9,300	
沖縄県精神医療審査会委員		日額 9,300	
沖縄県公衆浴場入浴料金審議会委員		日額 9,300	
沖縄県生活衛生適正化審議会委員		日額 9,300	
沖縄県麻薬中毒審査会委員		日額 9,300	
沖縄県薬事審議会委員		日額 9,300	
沖縄県国民健康保険審査会委員		日額 9,300	
沖縄県後期高齢者医療審査会委員		日額 9,300	
別表第2中	「日額 6,980円 以内で知事が 別に定める額	を	に、
	「日額 7,030円 以内で知事が 別に定める額		
「衛生検査所精度管理専門委員		日額 10,000	を
「衛生検査所精度管理専門委員		日額 10,000	に、
沖縄県災害医療コーディネーター		日額 8,400。 ただし、災害時の勤務の場合は、知事が別に定める額	
「嘱託獣医師		日額 15,300	を
国民健康保険指導監査専門医		日額 23,800	
麻薬中毒者相談員		日額 10,000	
「麻薬中毒者相談員		日額 10,000	に、
嘱託獣医師		日額 15,300	
国民健康保険指導監査専門医		日額 23,800	
「森林保全巡視指導員		日額 3,700	を
沖縄県国際物流拠点形成推進役		日額 18,750	
「森林保全巡視指導員		日額 3,700	に、

サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー	捜査助言・指導等1時間につき 6,200	を
サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー	捜査助言・指導等1時間につき 6,200	
運転適性相談員	日額 11,600	に改める。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第21号****地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則**

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則（平成18年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1号ウ中「計画調整監」を「建設調整監」に改める。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第22号****沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則**

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

**「第3款 削除**

目次中 第4款 下水道建設事務所（第239条・第239条の2）を「第3款 下水道事務所（第239条—第5款 下水道管理事務所（第240条—第240条の3）」

第240条の2）」に、「第249条の5」を「第249条の6」に改める。

第14条の表職員厚生課の項中「厚生保健班 共済公災班」を「厚生公災班 共済福利班」に改める。

第15条中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り上げる。

第29条第1項の表企画調整課の項中「企画班」を「企画班 調整・北部振興班」に改め、同条第2項中「、交通政策課に交通政策調整班を」を削る。

第33条第1項の表自然保護課の項中「自然保護班 自然公園班」を「自然公園班 自然保護班」に改め、同表環境再生課の項中「緑化推進班」を「緑化推進班 全国育樹祭準備室」に改める。

第38条に次の1号を加える。

(6) 第四十三回全国育樹祭の開催に関すること。

第47条の2第2号中「子ども・若者総合相談センター」を「地域ネットワークの形成に係る人材の育成及び子ども・若者の居場所づくりの促進」に改める。

第49条の見出し中「及び班」を「、班及び室」に改め、同条中「掲げる班」の次に「又は室」を加え、同条の表を次のように改める。

課名	班等名
保健医療総務課	総務班 医師確保対策班 看護班
医療政策課	企画班 医療班
健康長寿課	健康づくり班 健康企画班 がん対策班
地域保健課	疾病対策班 母子保健班 結核感染症班 精神保健班
衛生薬務課	生活衛生・水道班 食品乳肉班 薬務室
国民健康保険課	高齢者医療班 国保支援班 国保財政運営班

第49条の2を次のように改める。

(保健医療総務課の事務)

**第49条の2** 保健医療総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 医師確保対策に関すること。
- (2) 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- (3) 看護大学に関すること。
- (4) 准看護師試験委員に関すること。
- (5) 衛生環境研究所に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 保健所に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) こども医療費助成事業に関すること。

第49条の2の次に次の1条を加える。

(医療政策課の事務)

**第49条の3** 医療政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 医療行政の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 救急医療の対策に関すること。
- (3) 離島医療対策に関すること。
- (4) 無医地区及びへき地巡回診療に関すること。
- (5) 医師及び歯科医師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、言語聴覚士及び救急救命士、歯科衛生士及び歯科技工士並びに介輔及び歯科介輔に関すること。
- (6) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師その他医業類似行為を業とする者に関すること。
- (7) 病院、診療所（歯科診療所及び介輔診療所を含む。）及び助産所並びに医療関係者の指導監督に関すること。
- (8) 医療審議会に関すること。
- (9) 衛生統計に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、医療行政に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第50条各号を次のように改める。

- (1) 健康づくりに関する施策の総合的企画及び推進に関すること。
- (2) 生活習慣病に関すること。
- (3) 栄養に関すること。
- (4) 食育に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (5) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業に関すること。
- (6) 歯科保健に関すること。
- (7) 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団に関すること。
- (8) がん対策推進協議会に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、健康増進に関すること。

第50条の2から第52条までを次のように改める。

(地域保健課の事務)

**第50条の2** 地域保健課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保健予防に関する施策の総合的企画及び推進に関すること。
- (2) 母子保健及び母体保護に関すること。
- (3) 養育医療に関すること。
- (4) 育成医療及び精神通院医療に関すること。
- (5) 保健師活動事業に関すること。
- (6) 地域保健研修に関すること。
- (7) 感染症及び結核に関すること。
- (8) 寄生虫及び原虫病その他疾病予防に関すること。
- (9) 風土病に関すること。
- (10) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第156条に基づく政令に規定する結核患者医療費の特別公費負担分の事務に関すること。
- (11) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく事務に関すること。
- (12) 精神保健に関すること。
- (13) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (14) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第156条に基づく政令に規定する精神保健に要する医療費の特別公費負担の事務に関すること。
- (15) 総合精神保健福祉センターに関すること。
- (16) 特定疾患及び難病に関すること。
- (17) 臓器移植及び骨髄移植に関すること。
- (18) ハンセン病に関すること。
- (19) 原爆被爆者に関すること。
- (20) 前各号に掲げるもののほか、保健予防及び疾病対策に関すること。

(衛生薬務課の事務)

**第51条** 衛生薬務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容師、美容師及びクリーニング業に関すること。
- (2) 墓地、埋葬等に関すること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- (5) 食品衛生、調理師及び製菓衛生師に関すること。
- (6) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- (7) 狂犬病予防に関すること。
- (8) と畜場に関すること。
- (9) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
- (10) 化製場等に関すること。
- (11) 食品の安全性の確保に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (12) 食品衛生検査施設における食品検査の信頼性確保業務に関すること。
- (13) 水道行政に関すること。
- (14) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関すること。
- (15) 生活衛生関係団体及び食品衛生関係団体の指導育成に関すること。
- (16) 食肉衛生検査所に関すること。
- (17) 生活衛生適正化審議会及び公衆浴場入浴料金審議会に関すること。
- (18) 薬事に関すること（動物用医薬品等に関するものを除く。）。
- (19) 薬剤師に関すること。
- (20) 毒物及び劇物取締りに関すること。
- (21) 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤の取締りに関すること。
- (22) 血液事業に関すること。
- (23) 薬用植物事業に関すること。
- (24) ハブ対策事業に関すること。
- (25) 薬業関係団体の指導育成に関すること。



- (26) 薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。
- (27) 前各号に掲げるもののほか、生活衛生及び薬務に関すること。  
(国民健康保険課の事務)

**第52条** 国民健康保険課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること。
- (2) 国民健康保険審査会に関すること。
- (3) 国民健康保険運営方針に関すること。
- (4) 国民健康保険特別会計に関すること。
- (5) 保険医、保険薬剤師及び保険医療機関に関すること。
- (6) 医療費の適正化に関すること。
- (7) 後期高齢者医療制度に関すること。
- (8) 後期高齢者医療審査会に関すること。
- (9) その他国民健康保険に関すること。

第56条第9号中「農業会議」を「一般社団法人沖縄県農業会議」に改める。

第67条の表アジア経済戦略課の項中「戦略企画班 国際物流・戦略推進班 販路開拓班」を「国際物流推進班 販路開拓班 戦略推進室」に改め、同表情報産業振興課の項中「誘致推進班」を「誘致推進班 IT戦略センター準備室」に改める。

第69条中第12号を削り、第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 産業の高度化及び高付加価値化に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。

第72条第5号を削り、同条第6号中「による新事業活動の促進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）」を「の経営革新に関すること」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。

第73条の2に次の1号を加える。

- (7) 情報通信及び関連する産業の戦略等を構築する法人の設立に関すること。

第95条第7号中「下水道建設事務所及び下水道管理事務所」を「下水道事務所」に改める。

第98条の4第2項の表中「保健医療政策課」を「保健医療総務課」に改める。

第101条第8号中「有価証券」の次に「（公有財産又は基金に属するものを含む。）」を加え、「並びに現金の預託」を削り、同条第15号中「調整」を「調製」に改める。

第102条第2号中「物品の」を「物品（基金に属する動産を含む。）の」に改める。

第114条の表沖縄県宮古事務所の項及び沖縄県八重山事務所の項中「総務振興班 出納管理班」を「総務振興班」に改める。

第136条第1項を次のように改める。

売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条の規定により、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生を図るため、女性相談所を置く。

第142条の表中

八重山分室	石垣市	を
宮古分室	宮古島市	に改
八重山分室	石垣市	

める。

第147条第2号中「県福祉保健所」を「県福祉事務所」に改める。

第156条第2項の表中「南城市」を「うるま市」に改める。

第157条第25号中「福祉保健所等」を「保健所等」に改める。

第158条の表沖縄県中部保健所の項及び沖縄県南部保健所の項中「地域保健班」を「地域保健班 精神保健班」に改める。

第180条の見出し及び同条第2項中「、内部組織」を削り、同項の表を次のように改める。

名称	位置
沖縄県家畜改良センター	国頭村

第3章第8節第3款及び第4款を削る。

第3章第8節第5款の款名を次のように改める。

**第5款 下水道事務所**

第240条第1項中「終末処理場等の」の次に「建設及び」を加え、「下水道管理事務所」を「下水道事務所」に改め、同条第2項中「下水道管理事務所」を「下水道事務所の」に改め、同項の表中「沖縄県下水道管理事務所」を「沖縄県下水道事務所」に、「庶務班」を「庶務班 建設班 設備班」に改め、第3章第8節第5款中同条を第239条とする。

第240条の2中「下水道管理事務所」を「下水道事務所」に改め、同条中第9号を第18号とし、第8号の次に次の9号を加える。

- (9) 工事の事務検査に関すること。
- (10) 市町村補助事業の事務指導に関すること。
- (11) 流域下水道の災害工事に関すること。
- (12) 流域下水道工事に係る用地の買収、登記及び物件補償に関すること。
- (13) 道路、河川等の占用に関すること。
- (14) 市町村施行下水道事業の技術指導及び監督に関すること。
- (15) 県代行事業に係る調査、設計及び監督に関すること。
- (16) 県代行事業の工事の委託設計、審査及び委託業務の検査に関すること。
- (17) 県代行事業の工事に係る用地の買収、登記及び物件補償に関すること。

第240条の2を第240条とする。

第240条の3中「下水道管理事務所に」を「下水道事務所に」に改め、同条の表中「沖縄県下水道管理事務所那覇浄化センター」を「沖縄県下水道事務所那覇浄化センター」に、「沖縄県下水道管理事務所宜野湾浄化センター」を「沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター」に、「沖縄県下水道管理事務所具志川浄化センター」を「沖縄県下水道事務所具志川浄化センター」に、「沖縄県下水道管理事務所西原浄化センター」を「沖縄県下水道事務所西原浄化センター」に改め、同条を第240条の2とする。

第3章第8節第5款を同節第3款とする。

第241条第1号の表中

沖縄県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第1項の規定による医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査及び審議に関すること。	保健医療部	保健医療政策課
沖縄県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関すること。	保健医療部	保健医療政策課
沖縄県感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項の規定による就業制限通知、第20条第1項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院勧告及び第24条第4項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること並びに同法第18条第6項及び第19条第7項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による報告に関し意見を述べること。	保健医療部	保健所
沖縄県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項の規定による定期の報告等による審査及び同法第38条の5第2項の規定による退院等の請求による審査に関すること。	保健医療部	総合精神保健福祉センター



沖縄県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	保健医療部	生活衛生課	を
沖縄県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関すること。	保健医療部	国民健康保険課	
沖縄県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条の規定による医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関すること。	保健医療部	国民健康保険課	
沖縄県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項（同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による入院の継続に係る審査に関すること。	保健医療部	薬務疾病対策課	
沖縄県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定による特定医療費の支給認定をしないことに関し審査すること。	保健医療部	薬務疾病対策課	
沖縄県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関すること。	保健医療部	保健医療総務課	に改
沖縄県感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項の規定による就業制限通知、第20条第1項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院勧告及び第24条第4項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること並びに同法第18条第6項及び第19条第7項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による報告に関し意見を述べること。	保健医療部	保健所	
沖縄県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第1項の規定による医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査及び審議に関すること。	保健医療部	医療政策課	
沖縄県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定による特定医療費の支給認定をしないことに関し審査すること。	保健医療部	地域保健課	
沖縄県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項の規定による定期の報告等による審査及び同法第38条の5第2項の規定による退院等の請求による審査に関すること。	保健医療部	総合精神保健福祉センター	
沖縄県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第1項の規	保健医療部	衛生薬務課	

	定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。		
沖縄県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項（同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による入院の継続に係る審査に関すること。	保健医療部	衛生薬務課
沖縄県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関すること。	保健医療部	国民健康保険課
沖縄県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条の規定による医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関すること。	保健医療部	国民健康保険課

め、同条第2号の表沖縄県公衆浴場入浴料金審議会の項中「生活衛生課」を「衛生薬務課」に改め、同表沖縄県薬事審議会の項中「薬務疾病対策課」を「衛生薬務課」に改める。

第249条の表秘書広報統括監の項中「秘書広報統括監」を「秘書防災統括監」に、「及び広報課」を「広報課及び防災危機管理課」に改め、同表基地防災統括監の項中「基地防災統括監」を「基地対策統括監」に改め、「及び防災危機管理課」を削り、同表生活企画統括監の項中「福祉政策課」の次に「高齢者福祉介護課」を加え、同表子ども福祉統括監の項中「高齢者福祉介護課、」を削り、同表中

保健衛生統括監	保健医療部	保健医療政策課、健康長寿課、生活衛生課、国民健康保険課及び薬務疾病対策課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。	を
---------	-------	--------------------------------------------------------------	---

医療企画統括監	保健医療部	保健医療総務課、医療政策課及び国民健康保険課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。	に改
保健衛生統括監	保健医療部	健康長寿課、地域保健課及び衛生薬務課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。	

め、同表中医師確保対策監の項を削り、同表看護専門監の項中「保健医療部保健医療政策課」を「保健医療部保健医療総務課」に改め、同表中

基地環境特別対策室長	環境部環境政策課	基地環境特別対策室に関する事務を総括する。	を
------------	----------	-----------------------	---

基地環境特別対策室長	環境部環境政策課	基地環境特別対策室に関する事務を総括する。	に、
全国育樹祭準備室長	環境部環境再生課	全国育樹祭準備室に関する事務を総括する。	

分室長	子ども生活福祉部消費・くらし安全課	分室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	を
-----	-------------------	------------------------	---

分室長	子ども生活福祉部消	分室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
-----	-----------	------------------------	--

	費・くらし安全課		に改
薬務室長	保健医療部衛生薬務課	薬務室の事務を総括する。	
戦略推進室長	商工労働部アジア経済戦略課	戦略推進室に関する事務を総括する。	
I T戦略センター準備室長	商工労働部情報産業振興課	I T戦略センター準備室に関する事務を総括する。	

め、同表医師の項中「保健医療部保健医療政策課」を「保健医療部保健医療総務課」に改め、同表看護師の項中「保健医療部保健医療政策課」を「保健医療部保健医療総務課」に改める。

第249条の4の見出しを削り、同条の前に見出しとして「部等に属しない職及びその職務」を付す。

第6章第1節中第249条の5を第249条の6とし、第249条の4の次に次の1条を加える。

**第249条の5** 前4条に定めるもののほか、部等に属しない政策調整監を置くことができる。

2 政策調整監は、知事が特に命ずる重要事項を処理する。

第250条の表出納管理総括の項を削り、同表中

総務班、個人班、法人班、間税班、納税第1班及び納税第2班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。

不動産評価班、軽油引取税調査班及び特別滞納整理班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。

総務班、個人班、法人班、納税第1班及び納税第2班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。

間税班、不動産評価班、軽油引取税調査班及び特別滞納整理班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。

に、

必要と認める出先機関  
(那覇県税事務所、農業研究センター、福祉保健所及び土木事務所を除く。)

那覇県税事務所、農業研究センター、中部保健所、南部保健所及び土木事務所

を

必要と認める出先機関  
(那覇県税事務所、農業研究センター、中部保健所、南部保健所、北部土木事務所、中部土木事務所及び南部土木事務所を除く。)

那覇県税事務所、農業研究センター、中部保健所、南部保健所、北部土木事務所、中部土木事務所及び南部土木事務所

に改め、同表浄化センター長の項中「下水道

管理事務所」を「下水道事務所」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改

正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

(沖縄県振興審議会規則の一部改正)

- 3 沖縄県振興審議会規則(昭和47年沖縄県規則第121号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「秘書広報統括監」を「秘書防災統括監」に、「保健衛生統括監」を「医療企画統括監」に改める。

(沖縄県公衆浴場入浴料金審議会規則の一部改正)

- 4 沖縄県公衆浴場入浴料金審議会規則(昭和48年沖縄県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第7条中「保健医療部生活衛生課」を「保健医療部衛生薬務課」に改める。

(沖縄県職務発明等に関する規則の一部改正)

- 5 沖縄県職務発明等に関する規則(平成9年沖縄県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「保健医療政策課長」を「保健医療総務課長」に改める。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第23号

#### 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則(昭和50年沖縄県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別表第2女性相談所長の項委任事項の欄第1号中「第34条第2項第2号」を「第34条第3項第2号」に改め、同欄第2号中「第34条第2項第3号」を「第34条第3項第3号」に改め、同表児童相談所長の項委任事項の欄第10号中「、児童に一時保護を加え」を「、児童の一時保護を行い」に改め、同欄第27号中「加えさせる」を「行わせる」に改め、同表保健所長の項委任事項の欄第2号の2中「、病院」を削り、「開設又は」を「開設(患者を入院させるための施設を有する診療所の開設を除く。 )及び」に改め、同欄第2号の3中「又は」を「及び」に改め、「変更」の次に「(病院若しくは診療所の病床の種別の変更及び既存の病床数の増加を伴う変更を除く。 )」を加え、同欄第2号の4中「診療所の病床の設置及び」を削り、「変更」の次に「(病床の種別の変更及び既存の病床数の増加を伴う変更を除く。 )」を加え、同欄第80号中「 )以下」を「以下」に、「第8条」を「第8条第1項(PCB特措法第15条において準用する場合及びPCB特措法第19条において読み替えて準用する場合を含む。 )」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等の届出」に改め、同欄第80号の2中「第12条第2項」を「第10条第2項(PCB特措法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。 )」に、「継承の届出」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了の届出」に改め、同欄第80号の7中「PCB特措法施行規則(平成13年環境省令第23号)第5条」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成13年環境省令第23号。以下「PCB特措法施行規則」という。 )第10条第2項、第11条、第21条及び第28条」に、「変更の届出」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更の届出」に改め、同号を同欄第80号の11とし、同欄第80号の6中「第18条」を「第25条(PCB特措法第19条において読み替えて準用する場合を含む。 )」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物」に改め、同号を同欄第80号の10とし、同欄第80号の5中「第17条」を「第24条(PCB特措法第19条において読み替えて準用する場合を含む。 )」に改め、同号を同欄第80号の9とし、同欄第80号の4中「第16条」を「第12条第1項(PCB特措法第15条において読み替えて準用する場合を含む。 )」に改め、同号を同欄第80号の6とし、同号の次に次の2号を加える。

80の7 PCB特措法第16条第2項(PCB特措法第19条において読み替えて準用する場合を含む。 )の規定に基づき、承継の届出を受理すること。

80の8 PCB特措法第18条第2項第2号の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に係る届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第80号の3中「第14条」を「第11条(PCB特措法第15条において準用する場合及びPCB特措法第19条において読み替えて準用する場合を含む。 )」に改め、同号を同欄第80号の5とし、同号の前に次の2号を加える。



80の3 PCB特措法第10条第3項第2号の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に係る届出を受理すること。

80の4 PCB特措法第10条第4項（PCB特措法第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、処分及び廃棄に係る届出事項の変更の届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第80号の11の次に次の2号を加える。

80の12 PCB特措法施行規則第25条第2項及び第35条第2項の規定に基づき、当該事業を承継すべき相続人であることを証する書類の提出を求めること。

80の13 PCB特措法施行規則第26条第2項及び第36条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の譲受けに係る届出を受理すること。

別表第2農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第72号中「申請書」の次に「（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」を加え、同欄第73号中「狩猟者登録簿」の次に「（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」を加え、同欄第74号中「申請書」の次に「（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」を加え、同欄第75号中「届出」の次に「（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」を加え、同欄第76号中「報告」の次に「（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」を加え、同欄第83号中「（以下「狩猟者登録証等」という。）の亡失の届出」を「の亡失の届出（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」に改め、同欄第84号中「狩猟者登録証等」を「狩猟者登録証又は狩猟者記章（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」に改め、同項専決事項の欄第3号中「第4条第5項」を「第4条第8項」に改め、同欄第23号中「入猟者」を「入猟者に係るもの」に改め、同欄第24号中「狩猟者記章」の次に「（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」を加え、同表林業事務所長の項委任事項の欄第38号の9中「申請書」の次に「（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」を加え、同欄第38号の10中「狩猟者登録簿」の次に「（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」を加え、同欄第38号の11中「申請書」の次に「（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」を加え、同欄第38号の12中「届出」の次に「（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」を加え、同欄第38号の13中「報告」の次に「（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」を加え、同欄第39号の5中「狩猟者登録証等の亡失の届出」を「狩猟者登録証又は狩猟者記章の亡失の届出（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」に改め、同欄第39号の6中「狩猟者登録証等」を「狩猟者登録証又は狩猟者記章（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」に改め、同項専決事項の欄第10号の2中「入猟者」を「入猟者に係るもの」に改め、同欄第10号の3中「狩猟者記章」の次に「（他県及び軍人軍属の入猟者に係るものを除く。）」を加え、同表土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第116号の2中「第6条の2第11項」を「第6条の2第6項」に改め、同欄第128号の7中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第74条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第8条」に改め、同欄第128号の8を次のように改める。

128の8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項の規定に基づき、適合判定通知書等を交付すること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に限る。）。

別表第2土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第128号の8の次に次の7号を加える。

128の8の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第4項の規定に基づき、期間を延長する旨の通知書を交付すること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に限る。）。

128の8の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第5項の規定に基づき、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を交付すること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に限る。）。

128の8の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第4項の規定に基づき、適合判定通知書等を交付すること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に限る。）。

128の8の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第5項の規定に基づき、期間を延長する旨の通知書を交付すること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に限る。）。

- 128の8の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第6項の規定に基づき、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を交付すること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に限る。）。
- 128の8の7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項の規定に基づき、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に限る。）。
- 128の8の8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第2項の規定に基づき、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請すること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に限る。）。
- 別表第2 土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第128号の9から第128号の9の3までを次のように改める。
- 128の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第1項の規定に基づき、変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に限る。）。
- 128の9の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第2項の規定に基づき、指示に係る措置をとるべきことを命ずること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に限る。）。
- 128の9の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第3項の規定に基づき、協議を求め、及び当該協議を行うこと（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に限る。）。
- 別表第2 土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第128号の9の3の次に次の1号を加える。
- 128の9の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第1項の規定に基づき、報告をさせ、又は立入検査を行うこと（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に限る。）。
- 別表第2 土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第128号の10を次のように改める。
- 128の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項の規定に基づき、届出を受理すること。
- 別表第2 土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第128号の10の次に次の5号を加える。
- 128の10の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項の規定に基づき、変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- 128の10の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第3項の規定に基づき、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 128の10の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第2項の規定に基づき、通知を受理すること。
- 128の10の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第3項の規定に基づき、協議を求め、及び当該協議を行うこと。
- 128の10の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第1項の規定に基づき、報告をさせ、又は立入検査を行うこと。

別表第2中

下水道建設事務所長	1 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第9条第1項の規定に基づき、事業の施行に関し必要な指示をすること（市町村が施行する災害復旧事業で、設計金額が1件700万円以下のものの実施設計及び軽微な設計変更の承認に係るものに限る。）。 2 工事の調査、測量及び監督をすること。
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



下水道管理事務所長	1 下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の8第1項の規定に基づき、流域関連公共下水道の管理者に対し、原因調査結果の報告を求めること。 2 下水道法第25条の10において準用する同法第21条の規定に基づき、放流水の水質検査等を行うこと。 3 下水道法第32条第1項の規定に基づき、流域下水道に関する調査等又はその維持のため、他人の土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用すること。		を
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	---

下水道事務所長	1 下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の8第1項の規定に基づき、流域関連公共下水道の管理者に対し、原因調査結果の報告を求めること。 2 下水道法第25条の10において準用する同法第21条の規定に基づき、放流水の水質検査等を行うこと。 3 下水道法第32条第1項の規定に基づき、流域下水道に関する調査等又はその維持のため、他人の土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用すること。	1 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第9条第1項の規定に基づき、事業の施行に関し必要な指示をすること（市町村が施行する災害復旧事業で、設計金額が1件700万円以下のものの実施設計及び軽微な設計変更の承認に係るものに限る。）。 2 工事の調査、測量及び監督をすること。	に
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

改める。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第2女性相談所長の項の改正規定、同表児童相談所長の項の改正規定、同表農林水産振興センター所長の項の改正規定、同表林業事務所長の項の改正規定及び同表土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第116号の2の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第24号**

**沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則**

沖縄県標準的な職を定める規則（平成27年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表1の項の1中「参事監」の次に「、第249条の5に規定する政策調整監」を加え、同項の2中「秘書広報統括監」を「秘書防災統括監」に、「基地防災統括監」を「基地対策統括監」に改め、「子ども福祉統括監」の次に「、医療企画統括監」を加え、同項の3中「、医師確保対策監」を削り、「基地環境特別対策室長」の次に「、全国育樹祭準備室長、薬務室長、戦略推進室長、IT戦略センター準備室長」を加え、「、下水道管理事務所、下水道建設事務所」を「、下水道事務所」に改め、「、出納管理総括」を削る。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第25号**

**沖縄県財務規則の一部を改正する規則**

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「県税証紙の出納及び保管」を「当該事務所県税課以外の事務所県税課又は県税事務所若しくは自動車税事務所に属する県税に係る徴収金（現金に代えて納付される証券を含む。第6号から第8号までにおいて同じ。）の収納及び保管」に改め、同条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 県税事務所（那覇県税事務所を除く。以下この号及び次号において同じ。）の出納員 次に掲げる事務に関する事務にすること。

- ア 当該県税事務所に属する前号アからカまでに掲げる事務を行うこと。
- イ 事務所県税課又は当該県税事務所以外の県税事務所、那覇県税事務所若しくは自動車税事務所に属する県税に係る徴収金（ウに規定するものを除く。）の収納及び保管を行うこと。
- ウ 自動車税事務所に属する自動車税及び自動車取得税の滞納処分（県税事務所において行ったものに限る。）に係る徴収金の出納及び保管を行うこと。
- エ 有価証券の納付受託及び保管を行うこと。
- オ 現金の記録管理を行うこと。
- カ 収入証紙の出納及び保管を行うこと。

(7) 那覇県税事務所の出納員 次に掲げる事務に関する事務にすること。

- ア 那覇県税事務所に属する第5号アからカまでに掲げる事務を行うこと。
- イ 事務所県税課又は県税事務所若しくは自動車税事務所に属する県税に係る徴収金（ウに規定するものを除く。）の収納及び保管を行うこと。
- ウ 事務所県税課又は県税事務所若しくは自動車税事務所に属する県税の滞納処分（那覇県税事務所において行ったものに限る。）に係る徴収金の出納及び保管を行うこと。
- エ 有価証券の納付受託及び保管を行うこと。
- オ 現金の記録管理を行うこと。
- カ 収入証紙の出納及び保管を行うこと。

第6条第8号中「掲げる事務」の次に「、事務所県税課に属する自動車税に係る徴収金の収納及び保管」を加える。

第53条第2項第3号中「100万円」を「500万円」に改める。

第59条に次の1号を加える。

(14) 確定判決、和解等（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第267条に規定するものに限る。）及び調停の成立（民事調停法（昭和26年法律第225号）第16条に規定するものに限る。）により確定した賠償金第109条第1項中「年2.8パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

別表第2中 「 家畜改良センター | 乳用牛班の班長 | 」を

「 家畜改良センター | 副所長 | 」に、

「 警察署 | 会計課長 | 」を

「 警察署 | 会計課長（会計課長を置かない場合にあっては、係長） | 」に、

「 下水道建設事務所 | 業務係の班長 |  
下水道管理事務所 | 庶務班の班長 | 」を

「 下水道事務所 | 庶務班の班長 | 」に、

事務所	出納管理総括 出納管理班に属する主査（主幹を置く場合にあっては、主幹）	を
事務所	総務課の出納管理を担当する主幹 総務課の出納管理を担当する主査	に改める。

別表第4出納事務局の出納員の項中「保健医療政策課」を「保健医療総務課」に改め、同表県税事務所の出納員の項中「現金の保管」の次に「並びに事務所県税課又は当該県税事務所以外の県税事務所若しくは自動車税事務所に属する県税に係る徴収金の収納及び収納した現金の保管」を加え、同表自動車税事務所の出納員の項中「現金の保管」の次に「並びに事務所県税課に属する自動車税に係る徴収金の収納及び収納した現金の保管」を加え、同表宮古事務所県税課の出納員の項及び八重山事務所県税課の出納員の項中「現金の保管」の次に「並びに当該県税課以外の県税課又は県税事務所若しくは自動車税事務所に属する県税に係る徴収金の収納及び収納した現金の保管」を加える。

別表第8給与その他の給付及び児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当（ただし、次項の経費を除く。）の項中「保健医療部保健医療政策課長」を「保健医療部保健医療総務課長」に改める。

様式第53号（その1）中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に、

「第12条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

第13条 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第14条 乙は、この契約条項のほか、財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとし、もし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。」

を

「第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第13条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

第14条 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第15条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。」

に改める。

様式第53号（その2）中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に、

「第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機

関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

**第12条** 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、修繕上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

**第13条** 乙は、この契約条項のほか、財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとし、もし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。

を

「**第11条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

**第12条** 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

**第13条** 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、修繕上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

**第14条** 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。

に改める。

様式第54号（その1）中

- |   |                                                                                                                                             |   |   |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| 「 | 4 上記各事項を契約した証として、この請書を提出します。                                                                                                                | 」 | を |
| 「 | 4 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたときは、契約を解除されても異議はありません。 | 」 | に |
| 「 | 5 上記各事項を契約した証として、この請書を提出します。                                                                                                                | 」 |   |

改める。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**告 示**

**沖縄県告示第231号**

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次の機関をかいに指定し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

下水道事務所

**沖縄県告示第232号**

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次のかいを解除し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

下水道建設事務所  
下水道管理事務所

**沖縄県告示第233号**

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示**

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「沖縄県下水道建設事務所長  
沖縄県下水道管理事務所長」 を「沖縄県下水道事務所長」に改める。

**附 則**

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**訓 令**

**沖縄県訓令第10号**

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**文書管理規程の一部を改正する訓令**

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

保健医療部	保 健 医 療 政 策 課	保医	を
	健 康 長 寿 課	保健	
	生 活 衛 生 課	保衛	
	国 民 健 康 保 険 課	保国	
	薬 務 疾 病 対 策 課	保薬	

「

保健医療部	保 健 医 療 総 務 課	保総
-------	---------------	----

」

医 療 政 策 課	保医
健 康 長 寿 課	保健
地 域 保 健 課	保地
衛 生 薬 務 課	保衛
国 民 健 康 保 険 課	保国

に改める。

別表第2中 「

コ	ザ	児	童	相	談	所
---	---	---	---	---	---	---

」を

コ	ザ	児	童	相	談	所	コ	児					
中	央	児	童	相	談	所	宮	古	分	室	中	児	宮

に、「

中	八
---	---

」を「

中	児	八
---	---	---

」に、

下	水	道	建	設	事	務	所	下	建
下	水	道	管	理	事	務	所	下	管

を

下	水	道	事	務	所	下	事
---	---	---	---	---	---	---	---

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第11号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第1節 保健医療政策課

- 定型保医1 救急病院（救急診療所）の告示
- 定型保医2 救急病院（救急診療所）でなくなった旨の告示
- 定型保医3 救急病院（救急診療所）の申出の撤回
- 定型保医4 准看護師試験の実施

第2節 健康長寿課

第3節 生活衛生課

- 定型保衛1 公衆浴場入浴料金の指定

第4節 国民健康保険課

第5節 薬務疾病対策課

- 定型保薬1 毒物及び劇物取締法に基づく処分をするための聴聞の実施
- 定型保薬2 毒物劇物取扱者試験の実施
- 定型保薬3 麻薬及び向精神薬取締法に基づく処分をするための聴聞の実施
- 定型保薬4 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定
- 定型保薬5 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の名称(所在地)の変更の届出
- 定型保薬6 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定の辞退
- 定型保薬7 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定の取消し



を

「第1節 保健医療総務課

定型保総1 准看護師試験の実施

第2節 医療政策課

定型保医1 救急病院（救急診療所）の告示

定型保医2 救急病院（救急診療所）でなくなった旨の告示

定型保医3 救急病院（救急診療所）の申出の撤回

第3節 健康長寿課

第4節 地域保健課

定型保地1 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定

定型保地2 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の名称(所在地)の変更の届出

定型保地3 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定の辞退

定型保地4 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定の取消し

第5節 衛生薬務課

定型保衛1 公衆浴場入浴料金の指定

定型保衛2 毒物及び劇物取締法に基づく処分をするための聴聞の実施

定型保衛3 毒物劇物取扱者試験の実施

定型保衛4 麻薬及び向精神薬取締法に基づく処分をするための聴聞の実施

第6節 国民健康保険課

に改める。

第6章の2第1節から第5節までを次のように改める。

第1節 保健医療総務課

定型保総1 准看護師試験の実施

行為の根拠 保健師助産師看護師法第18条

公告の根拠 保健師助産師看護師法第28条及び保健師助産師看護師法施行規則第19条

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成\_\_年度沖縄県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

1 日時及び場所

(1) 日時 平成\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_時から\_\_時まで

(2) 場所

2 受験手続 受験願書を平成\_\_年\_\_月\_\_日から平成\_\_年\_\_月\_\_日までに沖縄県保健医療部保健医療総務課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。

3 その他 詳細については、沖縄県保健医療部保健医療総務課（電話番号\_\_\_\_）に問い合わせること。

第2節 医療政策課

定型保医1 救急病院（救急診療所）の告示

行為の根拠 救急病院等を定める省令第1条

告示の根拠 救急病院等を定める省令第2条第1項

沖縄県告示第 \_\_ 号

次の病院（診療所）は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院（救急診療所）である。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

病院（診療所）の	病院（診療所）	病院（診療所）	救急病院（救急診療	認定有効期限
----------	---------	---------	-----------	--------

名称	の所在地	の開設者	所) 認定日	
			平成__年__月__日	平成__年__月__日
			平成__年__月__日	平成__年__月__日

**定型保医 2 救急病院（救急診療所）でなくなった旨の告示**

行為の根拠 救急病院等を定める省令第1条

告示の根拠 救急病院等を定める省令第2条第2項

**沖縄県告示第 号**

次の病院（診療所）は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院（救急診療所）でなくなった。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ 名

病院（診療所）の名称	病院（診療所）の所在地	病院（診療所）の開設者	救急病院(救急診療所)でなくなった日
			平成__年__月__日
			平成__年__月__日

**定型保医 3 救急病院（救急診療所）の申出の撤回**

行為の根拠 救急病院等を定める省令第1条

告示の根拠 救急病院等を定める省令第2条第2項

**沖縄県告示第 号**

次の病院（診療所）の開設者から救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ 名

病院（診療所）の名称	病院（診療所）の所在地	病院（診療所）の開設者	申出の撤回年月日
			平成__年__月__日
			平成__年__月__日

**第3節 健康長寿課**

**第4節 地域保健課**

**定型保地 1 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定**

行為の根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項

告示の根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律第24条第1号

**沖縄県告示第 号**

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ 名

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日

		平成__年__月__日
		平成__年__月__日

**定型保地 2** 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の名称（所在地）の変更の届出  
**行為の根拠** 難病の患者に対する医療等に関する法律第19条  
**告示の根拠** 難病の患者に対する医療等に関する法律第24条第2号

**沖縄県告示第 号**  
 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。  
 平成\_\_年\_\_月\_\_日  
 沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

1 名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
				平成__年__月__日
				平成__年__月__日

2 所在地の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
				平成__年__月__日
				平成__年__月__日

**定型保地 3** 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定の辞退  
**行為の根拠** 難病の患者に対する医療等に関する法律第20条  
**告示の根拠** 難病の患者に対する医療等に関する法律第24条第3号

**沖縄県告示第 号**  
 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第20条の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。  
 平成\_\_年\_\_月\_\_日  
 沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
		平成__年__月__日
		平成__年__月__日

**定型保地 4** 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定の取消し  
**行為の根拠** 難病の患者に対する医療等に関する法律第23条  
**告示の根拠** 難病の患者に対する医療等に関する法律第24条第4号

**沖縄県告示第 号**  
 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第23条の規定により、次の指定医療機関の指定を取り消した。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	取消年月日
		平成__年__月__日
		平成__年__月__日

**第5節 衛生薬務課**

**定型保衛1 公衆浴場入浴料金の指定**

**行為の根拠** 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令第2条及び物価統制令施行令附則第4項

**告示の根拠** 物価統制令施行令第2条

**沖縄県告示第\_\_号**

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成\_\_年\_\_月\_\_日から施行する。

なお、平成\_\_年沖縄県告示第\_\_号（公衆浴場入浴料金の指定）は、平成\_\_年\_\_月\_\_日限り廃止する。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

区分	統制額
大人（12歳以上の者）	円
中人（6歳以上12歳未満の者）	円
小人（6歳未満の者）	円

**定型保衛2 毒物及び劇物取締法に基づく処分をするための聴聞の実施**

**行為の根拠** 毒物及び劇物取締法第20条第1項

**告示の根拠** 毒物及び劇物取締法第20条第2項

**沖縄県告示第\_\_号**

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第20条第1項の規定により、同法第\_\_条第\_\_項の規定による処分について、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

1 日時 平成\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_時から\_\_時まで

2 場所

注 1 この告示は、聴聞を行う期日の1週間前までに行うものであること。

2 告示本文中「第\_\_条第\_\_項」は、処分の種類に応じ、第19条第2項、第19条第3項又は第19条第4項を記入すること。

**定型保衛3 毒物劇物取扱者試験の実施**

**行為の根拠** 毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号

**公告の根拠** 毒物及び劇物取締法第8条第5項及び毒物及び劇物取締法施行規則第8条

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成\_\_年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 日時及び場所
  - (1) 日時 平成\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_時から\_\_時まで
  - (2) 場所
- 2 試験の種類
- 3 受験手続 受験願書を平成\_\_年\_\_月\_\_日 (\_\_曜日) から平成\_\_年\_\_月\_\_日 (\_\_曜日) までに、県内居住者にあつては住所を管轄する保健所に、県外居住者にあつては沖縄県保健医療部衛生薬務課に提出すること。ただし、土曜日及び日曜日は受験願書を受け付けないこと。
- 4 その他 詳細については、沖縄県保健医療部衛生薬務課（電話番号\_\_\_\_）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

**定型保衛 4 麻薬及び向精神薬取締法に基づく処分をするための聴聞の実施**

**行為の根拠** 麻薬及び向精神薬取締法第52条第1項

**告示の根拠** 麻薬及び向精神薬取締法第52条第2項

**沖縄県告示第 \_\_ 号**

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第52条第1項の規定により、同法第51条第\_\_項の規定による処分について、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 日時 平成\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_時から\_\_時まで
- 2 場所

注 1 この告示は、聴聞を行う期日の1週間前までに行うこと。  
 2 告示文中「第\_\_項」の部分は、処分の種類に応じ、第1項、第2項又は第3項とすること。  
 第6章の2に次の1節を加える。

**第6節 国民健康保険課**

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第12号**

知 事 部 局  
 労働委員会事務局

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令**

沖縄県職員服務規程（昭和47年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令達先中「知 事 部 局」を「知 事 部 局 労働委員会事務局」に改める。

第1条中「知事部局」を「知事の事務部局及び労働委員会の事務部局」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 部長等 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号。以下「組織規則」という。）第249条に規定する公室長及び部長、会計管理者並びに労働委員会事務局長をいう。

第2条第2号中「する課長」の次に「及び沖縄県労働委員会事務局組織規則（昭和47年沖縄県規則第67号）第5条に規定する課長」を加える。

第6条の2第1項中「続柄」を「続柄等」に改め、同条第2項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

第6条の5第1項及び第6条の8第1項中「続柄」を「続柄等」に改める。

第7条中「総務部長」の次に「（一般職非常勤職員（沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県訓令第5号）第2条に規定する一般職非常勤職員をいう。）にあっては、部長等）」を加える。

第10条の3の次に次の1条を加える。

（介護時間の承認）

**第10条の4** 介護時間を受けようとする職員は、勤務管理システム（総務部長が定める職員にあっては、介護時間簿（第8号様式の4））によりあらかじめ所属長に請求し、その承認を受けなければならない。

2 所属長は、勤務時間条例第17条の3第1項の規定に基づき、職員が介護時間を受けようとするときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第18条の3、第18条の5及び第18条の7中「第17条の2第1項」を「第16条第13号」に改める。

別表中 「秘書広報統括監  
基地防災統括監」 を 「秘書防災統括監  
基地対策統括監」 に、

「子ども福祉統括監」 を 「こども福祉統括監  
医療企画統括監」 に改める。

第4号様式の2中「続柄」を「続柄等」に、「期間」を「請求期間」に改める。

第4号様式の3中「職員との続柄」を「職員との続柄等」に改め、同様式（裏）注1中「育児休業承認請求書」の次に「又は育児短時間勤務承認請求書」を加え、同様式（裏）注2中「請求者の育児休業請求期間」を「育児休業又は育児短時間勤務請求期間」欄に改め、「育児休業承認請求書」の次に「又は育児短時間勤務承認請求書」を加え、同様式（裏）注4中「1 育児休業の承認の請求に係る子」を「子の氏名」に改める。

第4号様式の4及び第4号様式の5中「職員との続柄」を「職員との続柄等」に改める。

第4号様式の6中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式注1中「続柄」を「続柄等」に改める。

第4号様式の7（表面）及び第4号様式の8中「職員との続柄」を「職員との続柄等」に改める。

第4号様式の14中「5に記入）」を「5に記入）（□再度の延長）」に改め、

「 ( )  
 ( ) を  
 ( ) 」

「 ( )  
 ( ) に、  
 ( ) 」

「 外国滞在事由の継続する期間 (所在地) ( ) を 」

「 外国滞在事由の継続する期間 年 月 日から 年 月 日まで に、 」

「 年 月 日から 年 月 日まで を 」



年 月 日から 年 月 日まで

〔うち、期間の再度の延長の場合における  
当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで〕

に 改

め、同様式注第4項を同様式注第5項とし、同様式注第3項中「期間を」の次に「初めて」を加え、同項を同様式注第4項とし、同様式注第2項を同様式注第3項とし、同様式注第1項の次に次のように加える。

2 期間の再度の延長を請求する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。

第5号様式（表）中

※		年	月	日	決裁		
総務部長	統括監	人事課長	班長	班	受 付 年 月 日		
					受 付 番 号		

営利企業への従事等許可申請書

年 月 日  
沖縄県知事 殿

所 属  
職 氏 名 (所属長認印) ㊟

地方公務員法第38条第1項（及び沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第3号）の規定に基づき、次のとおり営利企業への従事等の許可（及び職務専念義務の免除）を申請します。

を

営利企業への従事等許可申請書

年 月 日  
沖縄県知事 殿

所 属  
職 氏 名 (所属長認印) ㊟

地方公務員法第38条第1項（及び沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第3号）の規定に基づき、次のとおり営利企業への従事等の許可（及び職務専念義務の免除）を申請します。

に

改め、同様式（裏）注第2項第1号中「業務内容」を「事業内容」に改める。

第8号様式の3を次のように改める。

第8号様式の3 (第10条の3関係)

介 護 休 暇 簿

職 名	氏 名

(その1)

要介護者に 関する事項	氏 名	要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続 柄		
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居
	介護が必要となった時期	年 月 日	年 月 日

指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定																	
第1回					第2回					第3回							
請求の期間	請求年月日	所属長印	期間	請求の期間	請求年月日	所属長印	期間	請求の期間	請求年月日	所属長印	請求者印	請求年月日	請求者印	請求の期間	請求者印	所属長印	期間
年 月 日から 年 月 日まで			月 日	年 月 日から 年 月 日まで			月 日	年 月 日から 年 月 日まで				年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで			月 日
備考					備考					備考							

指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮																	
第1回					第2回					第3回							
延長・短縮後の末日	請求年月日	請求者印	所属長印	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	請求年月日	請求者印	所属長印	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	請求年月日	請求者印	所属長印	延長・短縮後の期間	請求者印	所属長印	延長・短縮後の期間
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日
備考					備考					備考							

請求の期間		介護休暇の請求				承認				備考		
		年	月	日	時間	日・時間数	請求年月日	請求者印	承認の可否		所属長印	直接監督者印
年	月	日から	□毎日	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日まで	□その他( )	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日から	□毎日	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日まで	□その他( )	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日から	□毎日	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日まで	□その他( )	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日から	□毎日	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日まで	□その他( )	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日から	□毎日	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日まで	□その他( )	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日から	□毎日	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日まで	□その他( )	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日から	□毎日	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日まで	□その他( )	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日から	□毎日	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日まで	□その他( )	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日から	□毎日	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日まで	□その他( )	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日から	□毎日	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年	月	日まで	□その他( )	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				

(その2)



第8号様式の4 (第10条の4関係)

介 護 時 間 簿

職 名	氏 名

(その1)

要介護者に 関する事項	氏 名 続 柄	同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	介護が必要となった時期 年 月 日	要介護者の状態 及び具体的な介 護の内容	請 求 日	請 求 者 印	承 認 の 可 否	所 属 長 印	直 接 監 督 者 印	照 合 済 印		備 考
										給与減 額手続	出勤簿	
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで												
年 月 日 から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日		( )	午前 時 分 ~ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認					
年 月 日 から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日		( )	午前 時 分 ~ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認					
年 月 日 から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日		( )	午前 時 分 ~ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認					
年 月 日 から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日		( )	午前 時 分 ~ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認					
年 月 日 から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日		( )	午前 時 分 ~ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認					
年 月 日 から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日		( )	午前 時 分 ~ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認					
年 月 日 から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日		( )	午前 時 分 ~ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認					
年 月 日 から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日		( )	午前 時 分 ~ 午後 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認					







この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

### 沖縄県訓令第13号

知 事 部 局  
労 働 委 員 会 事 務 局

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令達先中「知 事 部 局」を「知 事 部 局  
労 働 委 員 会 事 務 局」に改める。

第6条第1項中「又は出納事務局会計課長」を「、出納事務局会計課長又は労働委員会事務局調整審査課長」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

#### (2) 雇入時間診票

第16条第4号中「子（配偶者の子を含む。以下同じ。）」を「子（配偶者の子並びに民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。以下この号において同じ。）」に改め、同条第5号中「10日」の次に「の範囲内で必要と認める日又は時間」を加え、同号ア中「子」の次に「（配偶者の子を含む。以下同じ。）」を加え、同条中第10号を第12号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 次のいずれにも該当する非常勤職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、非常勤職員の申出に基づき、当該介護を必要とする者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間（以下「介護休暇」という。）

ア 1週間の勤務日が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

ウ 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないもの

(7) 次のいずれにも該当する非常勤職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、当該介護を必要とする者ごとに、連続する3年の期間（当該介護を必要とする者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間（以下「介護時間」という。）

ア 1週間の勤務日が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以内である勤務日が定められているもの

ウ 特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

第16条に次の1項を加える。

2 前項第6号の介護休暇及び同項第7号の介護時間の休暇の単位は、次に掲げる単位とする。

(1) 介護休暇 1日又は1時間（1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、

又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と介護を必要とする者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内の時間）

- (2) 介護時間 30分（1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（前項第7号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあつては、当該減じた時間）の範囲内（沖縄県職員の育児休業等に関する条例第27条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）の時間）

別表第1を次のように改める。

**別表第1（第10条関係）**

給料表	号給	時給
行政職給料表	1	910円
	2	1,000円
	3	1,030円
	4	1,070円
	5	1,180円
	6	1,260円
	7	1,360円
	8	1,490円
	9	1,610円
教育職給料表	1	1,280円
	2	1,350円
	3	1,530円
研究職給料表	1	910円
	2	1,540円
医療職給料表	1	1,020円
	2	1,200円
	3	1,250円
	4	1,320円
	5	1,510円

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第14号**

知 事 部 局  
労働委員会事務局

沖縄県標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令**

沖縄県標準職務遂行能力を定める規程（平成27年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中 「

5 人材育成	部下の指導・育成を行うことができる。
--------	--------------------

」を

「

5 人材育成・組織活性化	部下が能力を最大限発揮できるよう、適切な指導・育成を行うとともに、仕事と生活の調和や多様な働き方を推進しつつ、業務効率化に向けた取組を行うことができる。
--------------	------------------------------------------------------------------------------

」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第15号**

知 事 部 局  
労働委員会事務局

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令**

沖縄県職員人事評価実施規程（平成27年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「医療技監」を「医療技監 政策調整監」に改め、同表注3中「秘書広報統括監」を「秘書防災統括監」に、「基地防災統括監」を「基地対策統括監」に改め、「子ども福祉統括監」の次に「、医療企画統括監」を加え、同表注4中「、医師確保対策監」を削り、同表注8中「出納管理総括、」を削る。

別表第2の1の項中「2の項から5の項まで」を「2の項から4の項まで」に、

「

5 人材育成	部下の指導・育成を行う。
--------	--------------

」を  
「

5 人材育成・組織活性化	部下が能力を最大限発揮できるよう、適切な指導・育成を行うとともに、仕事と生活の調和や多様な働き方を推進しつつ、業務効率化に向けた取組を行う。
--------------	------------------------------------------------------------------------

」に改め、同

表の3の項及び3の2の項を削り、同表中4の項を3の項とし、5の項を4の項とする。

別表第5の1の項の表保健医療部の項中「保健医療政策課」を「保健医療総務課」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第16号**

知 事 部 局

沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令**

沖縄県職員の被服等貸与規程（昭和48年沖縄県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「生活衛生課」を「衛生薬務課」に、「下水道管理事務所」を「下水道事務所」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 沖縄県訓令第17号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第5条第16号中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改める。

第5条の2第1号中「公室長及び部長」を「政策調整監、公室長及び部長」に、「部長等」を「政策調整監等」に改め、同条第2号及び第3号中「部長等」を「政策調整監等」に改め、同条第5号中「部長等」を「政策調整監等」に、「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号中「及び部長等」を「、政策調整監の旅行並びに公室長及び部長（以下「部長等」という。）」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号の次に次の3号を加える。

(4) 政策調整監の勤務時間の割振りを変更すること。

(5) 政策調整監の団体役職員等への就任に関すること。

(6) 法令による証人、鑑定人等となった政策調整監の職務上の秘密に属する事項の発表を許可すること。

第6条の2第7号、第11号及び第13号中「部長等」を「政策調整監等」に改め、同条中第29号を第30号とし、第16号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 地公法第38条第1項の規定に基づき、一般職非常勤職員（沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県訓令第5号）第2条に規定する一般職非常勤職員をいう。以下同じ。）の営利企業への従事等を許可すること。

別表第1中「秘書広報統括監」を「秘書防災統括監」に、「基地防災統括監」を「基地対策統括監」に、

「子ども福祉統括監」を「子ども福祉統括監  
医療企画統括監」に改める。

別表第2中「監査指導監  
医師確保対策監」を「監査指導監」に改める。

別表第2の3中「基地環境特別対策室長」を「基地環境特別対策室長  
全国育樹祭準備室長」に、

「消費生活センター八重山分室長」を「消費生活センター八重山分室長  
薬務室長  
戦略推進室長  
IT戦略センター準備室長」に改める。

別表第3総務部の表人事課の項部長等専決事項の欄第10号中「部長等」を「政策調整監等」に、「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改め、同項統括監専決事項の欄第3号中「職員」の次に「（一般職非常勤職員を除く。）」を加え、「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改める。

別表第3子ども生活福祉部の表福祉政策課の項部長等専決事項の欄第1号中「第31条第1項」を「第32条」に改め、同欄第3号中「第56条第4項」を「第56条第8項」に改め、同項統括監専決事項の欄中第14号を第25号とし、第10号から第13号までを11号ずつ繰り下げ、同欄第9号中「第56条第3項」を「第56条第7項」に、「停止命令又は役員解職勧告を行う」を「全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告する」に改め、同号を同欄第20号とし、同欄第8号中「第56条第2項」を「第56条第6項」に、「、必要な措置」を「、同条第4項の規定に基づく勧告に係る措置をとるべき旨」に改め、同号を同欄第19号とし、同欄第7号中「第49条第2項」を「第50条第4項において準用する同法第32条」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同号を同欄第12号とし、同号の次に次の6号を加える。

13 社会福祉法第54条の6第3項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の新規合併



を認可すること。

- 14 社会福祉法第55条の2第9項の規定に基づき、社会福祉充実計画を承認すること。
- 15 社会福祉法第55条の3第3項において準用する同法第55条の2第9項の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の変更を承認すること。
- 16 社会福祉法第55条の4の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の終了を承認すること。
- 17 社会福祉法第56条第4項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
- 18 社会福祉法第56条第5項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第3子ども生活福祉部の表福祉政策課の項統括監専決事項の欄第6号中「第43条第1項」を「第45条の36第3項において準用する同法第32条」に改め、同号を同欄第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 11 社会福祉法第47条の4第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する裁判所に対し、意見を述べること。

別表第3子ども生活福祉部の表福祉政策課の項統括監専決事項の欄第5号の次に次の4号を加える。

- 6 社会福祉法第42条第2項の規定に基づき、一時評議員の職務を行うべき者を選任すること。
- 7 社会福祉法第45条の6第2項の規定に基づき、一時役員の職務を行うべき者を選任すること。
- 8 社会福祉法第45条の9第5項の規定に基づき、評議員会の招集を許可すること。
- 9 社会福祉法第45条の17第3項において準用する同法第45条の6第2項の規定に基づき、一時理事長の職務を行うべき者を選任すること。

別表第3子ども生活福祉部の表高齢者福祉介護課の項部長等専決事項の欄第1号中「第31条第1項」を「第32条」に改め、同欄第3号中「第56条第4項」を「第56条第8項」に改め、同項統括監専決事項の欄第18号を第29号とし、第9号から第17号までを11号ずつ繰り下げ、同欄第8号中「第56条第3項」を「第56条第7項」に、「停止命令又は役員の解職勧告を行う」を「全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告する」に改め、同号を同欄第19号とし、同欄第7号中「第56条第2項」を「第56条第6項」に、「必要な措置」を「同条第4項の規定に基づく勧告に係る措置をとるべき旨」に改め、同号を同欄第18号とし、同欄第6号中「第49条第2項」を「第50条第4項において準用する同法第32条」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同号を同欄第11号とし、同号の次に次の6号を加える。

- 12 社会福祉法第54条の6第3項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の新規合併を認可すること。
- 13 社会福祉法第55条の2第9項の規定に基づき、社会福祉充実計画を承認すること。
- 14 社会福祉法第55条の3第3項において準用する同法第55条の2第9項の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の変更を承認すること。
- 15 社会福祉法第55条の4の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の終了を承認すること。
- 16 社会福祉法第56条第4項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
- 17 社会福祉法第56条第5項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第3子ども生活福祉部の表高齢者福祉介護課の項統括監専決事項の欄第5号中「第43条第1項」を「第45条の36第3項において準用する同法第32条」に改め、同号を同欄第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 10 社会福祉法第47条の4第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する裁判所に対し、意見を述べること。

別表第3子ども生活福祉部の表高齢者福祉介護課の項統括監専決事項の欄第4号の次に次の4号を加える。

- 5 社会福祉法第42条第2項の規定に基づき、一時評議員の職務を行うべき者を選任すること。
- 6 社会福祉法第45条の6第2項の規定に基づき、一時役員の職務を行うべき者を選任すること。
- 7 社会福祉法第45条の9第5項の規定に基づき、評議員会の招集を許可すること。
- 8 社会福祉法第45条の17第3項において準用する同法第45条の6第2項の規定に基づき、一時理事長の職務を行うべき者を選任すること。

別表第3子ども生活福祉部の表青少年・子ども家庭課の項部長等専決事項の欄第4号中「第31条第1項」を「第32条」に改め、同欄第6号中「第56条第4項」を「第56条第8項」に改め、同項統括監専決事項の欄第9号を第20号とし、第8号を第19号とし、同欄第7号中「第56条第3項」を「第56条第7項」に、「停

止命令又は役員の解職勧告を行う」を「全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告する」に改め、同号を同欄第18号とし、同欄第6号中「第56条第2項」を「第56条第6項」に、「、必要な措置」を「、同条第4項の規定に基づく勧告に係る措置をとるべき旨」に改め、同号を同欄第17号とし、同欄第5号中「第49条第2項」を「第50条第4項において準用する同法第32条」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同号を同欄第10号とし、同号の次に次の6号を加える。

- 11 社会福祉法第54条の6第3項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の新規合併を認可すること。
- 12 社会福祉法第55条の2第9項の規定に基づき、社会福祉充実計画を承認すること。
- 13 社会福祉法第55条の3第3項において準用する同法第55条の2第9項の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の変更を承認すること。
- 14 社会福祉法第55条の4の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の終了を承認すること。
- 15 社会福祉法第56条第4項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
- 16 社会福祉法第56条第5項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第3子ども生活福祉部の表青少年・子ども家庭課の項統括監専決事項の欄第4号中「第43条第1項」を「第45条の36第3項において準用する同法第32条」に改め、同号を同欄第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 9 社会福祉法第47条の4第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する裁判所に対し、意見を述べること。

別表第3子ども生活福祉部の表青少年・子ども家庭課の項統括監専決事項の欄第3号の次に次の4号を加える。

- 4 社会福祉法第42条第2項の規定に基づき、一時評議員の職務を行うべき者を選任すること。
- 5 社会福祉法第45条の6第2項の規定に基づき、一時役員の職務を行うべき者を選任すること。
- 6 社会福祉法第45条の9第5項の規定に基づき、評議員会の招集を許可すること。
- 7 社会福祉法第45条の17第3項において準用する同法第45条の6第2項の規定に基づき、一時理事長の職務を行うべき者を選任すること。

別表第3子ども生活福祉部の表子育て支援課の項部長等専決事項の欄第4号中「第31条第1項」を「第32条」に改め、同欄第6号中「第56条第4項」を「第56条第8項」に改め、同項統括監専決事項の欄中第12号を第23号とし、第8号から第11号までを11号ずつ繰り下げ、同欄第7号中「第56条第3項」を「第56条第7項」に、「停止命令又は役員の解職勧告を行う」を「全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告する」に改め、同号を同欄第18号とし、同欄第6号中「第56条第2項」を「第56条第6項」に、「、必要な措置」を「、同条第4項の規定に基づく勧告に係る措置をとるべき旨」に改め、同号を同欄第17号とし、同欄第5号中「第49条第2項」を「第50条第4項において準用する同法第32条」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同号を同欄第10号とし、同号の次に次の6号を加える。

- 11 社会福祉法第54条の6第3項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の新規合併を認可すること。
- 12 社会福祉法第55条の2第9項の規定に基づき、社会福祉充実計画を承認すること。
- 13 社会福祉法第55条の3第3項において準用する同法第55条の2第9項の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の変更を承認すること。
- 14 社会福祉法第55条の4の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の終了を承認すること。
- 15 社会福祉法第56条第4項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
- 16 社会福祉法第56条第5項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第3子ども生活福祉部の表子育て支援課の項統括監専決事項の欄第4号中「第43条第1項」を「第45条の36第3項において準用する同法第32条」に改め、同号を同欄第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 9 社会福祉法第47条の4第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する裁判所に対し、意見を述べること。

別表第3子ども生活福祉部の表子育て支援課の項統括監専決事項の欄第3号の次に次の4号を加える。

- 4 社会福祉法第42条第2項の規定に基づき、一時評議員の職務を行うべき者を選任すること。

- 5 社会福祉法第45条の6第2項の規定に基づき、一時役員の職務を行うべき者を選任すること。
- 6 社会福祉法第45条の9第5項の規定に基づき、評議員会の招集を許可すること。
- 7 社会福祉法第45条の17第3項において準用する同法第45条の6第2項の規定に基づき、一時理事長の職務を行うべき者を選任すること。

別表第3子ども生活福祉部の表障害福祉課の項部長等専決事項の欄第3号中「第31条第1項」を「第32条」に改め、同欄第5号中「第56条第4項」を「第56条第8項」に改め、同項統括監専決事項の欄中第24号を第35号とし、第13号から第23号までを11号ずつ繰り下げ、同欄第12号中「第56条第3項」を「第56条第7項」に、「停止命令又は役員の解職勧告を行う」を「全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告する」に改め、同号を同欄第23号とし、同欄第11号中「第56条第2項」を「第56条第6項」に、「必要な措置」を「同条第4項の規定に基づく勧告に係る措置をとるべき旨」に改め、同号を同欄第22号とし、同欄第10号中「第49条第2項」を「第50条第4項において準用する同法第32条」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同号を同欄第15号とし、同号の次に次の6号を加える。

- 16 社会福祉法第54条の6第3項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の新規合併を認可すること。
- 17 社会福祉法第55条の2第9項の規定に基づき、社会福祉充実計画を承認すること。
- 18 社会福祉法第55条の3第3項において準用する同法第55条の2第9項の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の変更を承認すること。
- 19 社会福祉法第55条の4の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の終了を承認すること。
- 20 社会福祉法第56条第4項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
- 21 社会福祉法第56条第5項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第3子ども生活福祉部の表障害福祉課の項統括監専決事項の欄第9号中「第43条第1項」を「第45条の36第3項において準用する同法第32条」に改め、同号を同欄第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 14 社会福祉法第47条の4第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する裁判所に対し、意見を述べること。

別表第3子ども生活福祉部の表障害福祉課の項統括監専決事項の欄第8号の次に次の4号を加える。

- 9 社会福祉法第42条第2項の規定に基づき、一時評議員の職務を行うべき者を選任すること。
- 10 社会福祉法第45条の6第2項の規定に基づき、一時役員の職務を行うべき者を選任すること。
- 11 社会福祉法第45条の9第5項の規定に基づき、評議員会の招集を許可すること。
- 12 社会福祉法第45条の17第3項において準用する同法第45条の6第2項の規定に基づき、一時理事長の職務を行うべき者を選任すること。

別表第3子ども生活福祉部の表消費・暮らし安全課の項部長等専決事項の欄第17号中「第67条第3項」を「第67条第3項において準用する同条第1項及び第2項」に、「仮認定」を「特例認定」に改める。

別表第3保健医療部の表保健医療政策課の項課名の欄中「保健医療政策課」を「保健医療総務課」に改め、同項部長等専決事項の欄第5号から第30号までを削り、同項統括監専決事項の欄第3号から第10号までを削り、同項の次に次のように加える。

医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第2号の規定に基づき、歯科衛生士養成所を指定すること。</li> <li>2 歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号）第8条の規定に基づき、歯科衛生士養成所の指定を取り消すこと。</li> <li>3 医療法（昭和23年法律第205号）第44条第1項の規定に基づき、医療法人の設立を認可すること。</li> <li>4 医療法第55条第6項の規定に基づき、医療法人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療法第57条第4項の規定に基づき、医療法人の合併を認可すること。</li> <li>2 医療法第64条第2項の規定に基づき、医療法人に業務の停止を命じ、又は役員の解任を勧告すること。</li> <li>3 歯科技工士法第24条の規定に基づき、歯科技工所の開設者によるその構造設備の改善を命ずること。</li> <li>4 歯科技工士法第25条の規定に基づき、歯科技工所の開設者にその使用を禁止すること。</li> <li>5 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号。以下「特別措置法」という。）第100条第1項の規定に基づき、介輔の業務地域を指定すること。</li> </ul>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>の解散を認可すること。</p> <p>5 医療法第65条又は第66条の規定に基づき、医療法人の設立の認可を取り消すこと。</p> <p>6 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条の規定に基づき、はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設を認定すること。</p> <p>7 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号）第6条の規定に基づき、はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設の認定を取り消すこと。</p> <p>8 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号の規定に基づき、診療放射線技師養成所を指定すること。</p> <p>9 診療放射線技師法施行令（昭和26年政令第385号）第12条の規定に基づき、診療放射線技師養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>10 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第14条第2号の規定に基づき、歯科技工士養成所を指定すること。</p> <p>11 歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）第15条の規定に基づき、歯科技工士養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>12 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定に基づき、臨床検査技師養成所を指定すること。</p> <p>13 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）第15条の規定に基づき、臨床検査技師養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>14 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号又は第2号の規定に基づき、理学療法士養成施設を指定すること。</p> <p>15 理学療法士及び作業療法士法第12条第1号又は第2号の規定に基づき、作業療法士養成施設を指</p>	<p>6 特別措置法第100条第3項において準用する医師法第7条第1項、第2項、第3項又は第5項の規定に基づき、介輔の業務を禁止し、若しくはその禁止処分を取り消し、又は禁止処分をする場合の弁明を聴く職員を指定し、及び処分を受ける者に弁明の機会を与えること。</p> <p>7 特別措置法第101条第1項の規定に基づき、歯科介輔の業務地域を指定すること。</p> <p>8 特別措置法第101条第2項において準用する歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第1項、第2項、第3項又は第5項の規定に基づき、歯科介輔の業務を禁止し、若しくはその禁止処分を取り消し、又は禁止処分をする場合の弁明を聴く職員を指定し、及び処分を受ける者に弁明の機会を与えること。</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



		<p>定すること。</p> <p>16 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）第14条の規定に基づき、理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設の指定を取り消すこと。</p> <p>17 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第12条第1項の規定に基づき、柔道整復師養成施設を指定すること。</p> <p>18 柔道整復師法施行令（平成4年政令第302号）第7条の規定に基づき、柔道整復師養成施設の指定を取り消すこと。</p> <p>19 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号又は第2号の規定に基づき、視能訓練士養成所を指定すること。</p> <p>20 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）第15条の規定に基づき、視能訓練士養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>21 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条第1号から第3号までの規定に基づき、臨床工学技士養成所を指定すること。</p> <p>22 臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第2号）第7条の規定に基づき、臨床工学技士養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>23 救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第1号又は第4号の規定に基づき、救急救命士養成所を指定すること。</p> <p>24 救急救命士学校養成所指定規則（平成3年文部省・厚生省令第2号）第7条の規定に基づき、救急救命士養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>25 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで及び第5号の規定に基づき、言語聴覚士養成所を指定すること。</p> <p>26 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成10年文部省・厚生省令第2号）第7条の規定に基づき、言語聴覚士養成所の指定を取り消すこと。</p>	
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

別表第3 保健医療部の表健康長寿課の項課名の欄中「健康長寿課」を「地域保健課」に改め、同表生活衛

生課の項課名の欄中「生活衛生課」を「衛生薬務課」に改め、同項統括監専決事項の欄に次の4号を加える。

- 20 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第19条第1項の規定に基づき、販売業者に必要な措置を命ずること。
- 21 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第56条第1項又は第2項の規定に基づき、麻薬取締員を麻薬取締官に協力させ、又は麻薬取締官の協力を厚生労働大臣に申請すること。
- 22 麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第3項（第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、措置入院者の入院の継続又は入院期間の延長について麻薬中毒審査会に審査を求めること。
- 23 麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第6項（第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、措置入院者の入院期間又は退院を決定すること。

別表第3保健医療部の表薬務疾病対策課の項を削る。

別表第3農林水産部の表水産課の項部長等専決事項の欄第1号中「第65条第6項」を「第65条第7項」に改め、同欄第3号中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同項統括監専決事項の欄第2号中「第108条第1項」を「第105条第1項」に改める。

別表第3土木建築部の表海岸防災課の項部長等専決事項の欄に次の4号を加える。

- 16 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項又は第6項の規定に基づき、津波浸水想定を設定し、又は変更すること。
- 17 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項又は第6項の規定に基づき、津波災害警戒区域を指定し、又は変更若しくは解除すること。
- 18 津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項の規定に基づき、津波災害特別警戒区域を指定すること。
- 19 津波防災地域づくりに関する法律第72条第10項又は第11項の規定に基づき、津波災害特別警戒区域の指定を解除し、又は変更すること。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。  
（沖縄県出納事務局決裁規程の一部改正）
- 2 沖縄県出納事務局決裁規程（昭和56年沖縄県訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「第6条の2各号（第16号から第23号まで）」を「第6条の2各号（第16号から第24号まで）」に改める。  
第5条第3項中「第6条の2第16号から第23号まで」を「第6条の2第17号から第24号まで」に改め、同条第4項中「並びに」を「、第6条の2第16号並びに」に改める。  
第6条の2中「第6条の2第18号アからオまで」を「第6条の2第19号アからオまで」に改める。

#### 沖縄県訓令第18号

知 事 部 局  
労働委員会事務局

沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令達先中「知 事 部 局」を「知 事 部 局  
労働委員会事務局」に改める。

第1条中「事務局」の次に「及び労働委員会の事務局（以下「部局」という。）」を加える。

第3条の表中



全部局	事務補助	補助的又は定型的な業務	を	
知事の事務部局 労働委員会の事務部局	事務補助	補助的又は定型的な業務	に、	
全部局	事務補助 (大学助手)	を	知事の事務部局	
全部局	事務補助 (獣医師)			事務補助 (大学助手)
全部局	事務補助 (看護師)			事務補助 (獣医師)
全部局	事務補助 (保健師)			事務補助 (看護師)
全部局	事務補助 (その他医療職)			事務補助 (保健師)
全部局	事務補助 (現業職)			事務補助 (その他医療職)
全部局	事務補助 (研究職)			事務補助 (現業職)
全部局	事務補助 (研究職)	事務補助 (研究職)	に、	
企画部	情報技術専門員	ホームページ管理システム、全庁共通システム、電子申請システム及び地理情報システムの運用管理等に関する補助的又は定型的な業務	を	
企画部	情報技術専門員	ホームページ管理システム、全庁共通システム、電子申請システム及び地理情報システムの運用管理等に関する補助的又は定型的な業務	に、	
企画部	移住コーディネーター	沖縄県に移住を希望する者に係る相談対応及び移住に係る情報発信等に関する補助的又は定型的な業務		
子ども生活福祉部	広域相談専門員	差別事例相談員への技術的助言、相談事例の調査及び研究等に関する補助的又は定型的な業務	を	
子ども生活福祉部	広域相談専門員	差別事例相談員への技術的助言、相談事例の調査及び研究等に関する補助的又は定型的な業務	に、	
子ども生活福祉部	障害福祉サービス事業者等指導・支援員	障害福祉サービス事業者の申請・届出等に関する補助的又は定型的な業務		
子ども生活福祉部	交通事故相談員	交通事故被害者等からの相談対応等に関する補助的又は定型的な業務	を	
子ども生活福祉部	交通事故相談員	交通事故被害者等からの相談対応等に関する補助的又は定型的な業務	に、	
子ども生活福祉部	戸別訪問業務相談員	東日本大震災により避難している者に係る戸別訪問による相談支援等に関する補助的又は定型的な業務		
保健医療部	県立看護大学看護系大学 間連携共同教育推進員	看護系大学間連携共同教育推進事業に係る基盤的取組、先端的取組等に関する補助的又は定型的な		

		業務	
保健医療部	がん登録業務補助員	がん登録に係る届出内容の確認、照会、調査等に関する補助的又は定型的な業務	を
保健医療部	がん登録業務補助員	がん登録に係る届出内容の確認、照会、調査等に関する補助的又は定型的な業務	に、
保健医療部	ひきこもり相談支援専門員	ひきこもり者本人又は家族等からの相談及び訪問支援に関する補助的又は定型的な業務	を
保健医療部	ひきこもり相談支援専門員	ひきこもり者本人又は家族等からの相談及び訪問支援に関する補助的又は定型的な業務	に、
保健医療部	ハブ研究専門員	抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業に関する補助的又は定型的な業務	
農林水産部 土木建築部	用地事務員	登記事務、調書等の作成、台帳整理、補償金の支払等に関する補助的又は定型的な業務	を
農林水産部 土木建築部	用地事務員	登記事務、調書等の作成、台帳整理、補償金の支払等に関する補助的又は定型的な業務	に、
商工労働部	企業誘致業務専門員	企業誘致活動業務等に関する補助的又は定型的な業務	
商工労働部	障害者職業訓練コーチ	障害者委託訓練の受講者に対する事前の訓練方針から訓練終了後の就職支援までの専門的・総合的な支援等に関する補助的又は定型的な業務	を
商工労働部	障害者職業訓練コーチ	障害者委託訓練の受講者に対する事前の訓練方針から訓練終了後の就職支援までの専門的・総合的な支援等に関する補助的又は定型的な業務	
文化観光スポーツ部	空手関係図書業務専門員	空手道・古武道に係る図書の収集、整理、展示、保管等に関する補助的又は定型的な業務	
文化観光スポーツ部	空手関係学芸業務補助員	空手道・古武道に係る資料の調査、収集、整理、保存、修復、展示等に関する補助的又は定型的な業務	に、
文化観光スポーツ部	空手関係普及業務補助員	空手道・古武道に係る普及事業の調査及び策定並びにボランティア活動への支援等に関する補助的又は定型的な業務	
文化観光スポーツ部	博物館・美術館美術品保存修復員	県が収蔵する美術品の保存及び修復並びに保存状態の調査及び管理に関する補助的又は定型的な業務	を
文化観光スポーツ部	博物館・美術館学芸業務補助員	資料の調査、収集、整理、保存、修復、展示等に関する補助的又は定型的な業務	
文化観光スポーツ部	博物館・美術館学芸業務補助員	資料の調査、収集、整理、保存、修復、展示等に関する補助的又は定型的な業務	に改

める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第19号**

**沖縄県教育委員会教育長訓令第1号**

**沖縄県警察本部訓令第5号**

知 事 部 局  
教 育 庁  
警 察 本 部

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志  
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 平 敷 昭 人  
沖 縄 県 警 察 本 部 長 池 田 克 史

**沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第54号・沖縄県教育委員会教育長訓令第13号・沖縄県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「知事公室秘書広報統括監」を「知事公室秘書防災統括監」に、「子ども生活福祉部福祉企画統括監」を「子ども生活福祉部生活企画統括監」に、「保健医療部保健衛生統括監」を「保健医療部医療企画統括監」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「子ども生活福祉部福祉企画統括監」を「子ども生活福祉部生活企画統括監」に改める部分に限る。）は、平成29年3月31日から施行する。

**沖縄県訓令第20号**

知 事 部 局

県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令**

県政運営会議設置規程（昭和59年沖縄県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「秘書広報統括監」を「秘書防災統括監」に、「保健衛生統括監」を「医療企画統括監」に改め、同条第4項中「秘書広報統括監」を「秘書防災統括監」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第21号**

**沖縄県教育委員会教育長訓令第2号**

**沖縄県企業局訓令第1号**

庁 内 一 般  
教 育 庁  
企 業 局

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖 縄 県 知 事	翁 長 雄 志
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長	平 敷 昭 人
沖 縄 県 企 業 局 長	町 田 優

**沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程（平成19年沖縄県訓令第53号・沖縄県教育委員会教育長訓令第12号・沖縄県企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「保健医療部保健医療政策課長」を「保健医療部保健医療総務課長」に、「保健医療部生活衛生課長」を「保健医療部衛生薬務課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第22号

沖縄県企業局訓令第2号

沖縄県病院事業局訓令第1号

沖縄県教育委員会教育長訓令第3号

沖縄県警察本部訓令第14号

庁 企 業 局	内 業 局	一 般
病 院 事 業 局	院 事 業 局	庁 部
教 育 委 員 会	教 育 委 員 会	教 育 長 訓 令 第 3 号
警 察 本 部	警 察 本 部	訓 令 第 14 号

沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖 縄 県 知 事	翁 長 雄 志
沖 縄 県 企 業 局 長	町 田 優
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長	伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長	平 敷 昭 人
沖 縄 県 警 察 本 部 長	池 田 克 史

**沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県振興推進委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第59号・沖縄県企業局訓令第5号・沖縄県病院事業局訓令第6号・沖縄県教育委員会教育長訓令第19号・沖縄県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「秘書広報統括監」を「秘書防災統括監」に改める。

別表第2中「保健衛生統括監」を「医療企画統括監」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第23号

沖縄県教育委員会教育長訓令第4号

沖縄県警察本部訓令第15号

庁 教 育 委 員 会	内 育 委 員 会	一 般
警 察 本 部	警 察 本 部	訓 令 第 15 号

沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖 縄 県 知 事	翁 長 雄 志
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長	平 敷 昭 人
沖 縄 県 警 察 本 部 長	池 田 克 史

**沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令**

沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱（平成18年沖縄県訓令第74号・沖縄県教育委員会教育長訓令第9号・沖縄県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「環境部環境整備課長」を「環境部環境整備課長 環境部環境再生課長」に、「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長」を「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長 子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課長」に、「子ども生活福祉部障害福祉課長」を「子ども生活福祉部障害福祉課長 保健医療福祉部障害福祉課長」に、「保健医療部生活衛生課長」を「保健医療部衛生薬務課長」に改める。

別表第2中「環境部環境整備課一般廃棄物班班長」を「環境部環境整備課一般廃棄物班班長 環境部環境再生課環境対策班班長」に、「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課介護指導班班長」を「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課介護指導班班長 子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課青少年育成班主幹」に、「子ども生活福祉部障害福祉課計画推進班班長」を「子ども生活福祉部障害福祉課計画推進班班長 保健医療部医療政策課企画班班長」に、「保健医療部生活衛生課食品乳肉班班長 保健医療部薬務疾病対策課薬務班班長」を「保健医療部衛生薬務課食品乳肉班班長」に、「教育庁生涯学習振興課主任社会教育主事」を「教育庁生涯学習振興課生涯学習班班長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第24号**

**沖縄県教育委員会教育長訓令第5号**

**沖縄県警察本部訓令第16号**

庁 内 一 般  
教 育 庁  
警 察 本 部

沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志  
沖縄県教育委員会教育長 平 敷 昭 人  
沖 縄 県 警 察 本 部 長 池 田 克 史

**沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程（平成4年沖縄県訓令第21号・沖縄県教育委員会教育長訓令第3号・沖縄県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「保健医療部保健医療政策課長」を「保健医療部保健医療総務課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第25号**

保 健 医 療 部

沖縄県災害医療コーディネーター設置規程を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県災害医療コーディネーター設置規程**

(設置)

**第1条** 地震、津波、事故その他の災害によって大規模な人的被害が発生した場合において必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、沖縄県災害医療コーディネーター（以下「コー

ディネーター」という。)を設置する。

(身分)

**第2条** コーディネーターは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

**第3条** コーディネーターは、本部災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターとする。

2 コーディネーターは、災害時において、保健医療部長の指揮監督を受けて、本部災害医療コーディネーターにあつては県全域における広域的な見地からの医療の提供に、地域災害医療コーディネーターにあつては指定された管轄地域における傷病者に対する医療の提供に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 災害時に医療を提供するために必要な者の受入れ、派遣及び配置に関する助言及び調整
- (2) 傷病者の搬送方法及び搬送先医療機関の確保に関する助言及び調整
- (3) 医薬品等の確保及び供給に関する助言及び調整
- (4) 適切な医療提供体制の確保に関する助言及び調整

3 前項に定めるもののほか、コーディネーターは、通常時において、災害時における医療の提供体制に関して県が定める計画等の検討を行い、災害時における医療の提供に係る訓練及び研修の内容を検討し、及びその実施を支援し、並びに災害時に医療を提供するために必要な人材の育成に関する助言を行う。

(委嘱及び委嘱期間)

**第4条** コーディネーターは、災害時の医療及び県内の医療提供体制の実情に精通している医師のうちから知事が委嘱する。

2 コーディネーターの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、保健医療総務課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

**第5条** コーディネーターの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

**第6条** コーディネーターの勤務場所は、保健医療部長が指定する。

2 コーディネーターの勤務日数は16日以内とする。ただし、災害時においては、この限りでない。

3 コーディネーターの勤務する日及び勤務時間は、保健医療部長が別に定める。

4 前項の規定にかかわらず、コーディネーターは、災害発生時において、緊急を要すると判断した場合は、保健医療部長の指示がないときであっても第3条第2項各号に掲げる業務に従事することができる。

5 コーディネーターは、前項の規定により業務に従事したときは、速やかにその旨を保健医療部長に報告するものとする。

(服務)

**第7条** コーディネーターは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、保健医療部長の職務上の命令に従わなければならない。

2 コーディネーターは、その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解嘱)

**第8条** 知事は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) コーディネーターとして不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

**第9条** この訓令に定めるもののほか、コーディネーターに関し必要な事項は、保健医療部長が別に定める。



**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第26号**

保 健 医 療 部

衛生検査所精度管理専門委員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**衛生検査所精度管理専門委員設置規程の一部を改正する訓令**

衛生検査所精度管理専門委員設置規程（昭和62年沖縄県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保健医療部保健医療政策課」を「保健医療部医療政策課」に改める。

第4条第3項及び第6条中「保健医療部保健医療政策課長」を「保健医療部保健医療総務課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第27号**

保 健 医 療 部

沖縄県立看護大学学校医設置規程及び沖縄県立看護大学特任教授設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県立看護大学学校医設置規程及び沖縄県立看護大学特任教授設置規程の一部を改正する訓令**

（沖縄県立看護大学学校医設置規程の一部改正）

**第1条** 沖縄県立看護大学学校医設置規程（平成11年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「保健医療部保健医療政策課長」を「保健医療部保健医療総務課長」に改める。

（沖縄県立看護大学特任教授設置規程の一部改正）

**第2条** 沖縄県立看護大学特任教授設置規程（平成20年沖縄県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「保健医療部保健医療政策課長」を「保健医療部保健医療総務課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第28号**

**沖縄県教育委員会教育長訓令第6号**

庁 内 一 般  
教 育 庁

沖縄県食育推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志

沖縄県教育委員会教育長 平 敷 昭 人

**沖縄県食育推進本部設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県食育推進本部設置規程（平成18年沖縄県訓令第72号・沖縄県教育委員会教育長訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第3号を次のように改める。

(3) 保健医療部衛生薬務課長

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第29号**

知 事 部 局

嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令**

嘱託獣医師設置規程（昭和56年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「保健医療部保健医療政策課長」を「保健医療部保健医療総務課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年 4月 1日から施行する。

**沖縄県訓令第30号**

**沖縄県教育委員会教育長訓令第7号**

庁 内 一 般  
教 育 庁

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志  
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 平 敷 昭 人

**沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程（平成20年沖縄県訓令第40号・沖縄県教育委員会教育長訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「保健医療部生活衛生課長」を「保健医療部衛生薬務課長」に改める。

第8条中「保健医療部生活衛生課」を「保健医療部衛生薬務課」に改める。

別表第2中 「保健医療部健康長寿課長  
保健医療部薬務疾病対策課長」を「保健医療部健康長寿課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年 4月 1日から施行する。

**沖縄県訓令第31号**

保 健 医 療 部

国民健康保険指導監査専門医設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**国民健康保険指導監査専門医設置規程の一部を改正する訓令**

国民健康保険指導監査専門医設置規程（平成11年沖縄県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「保健医療部保健医療政策課長」を「保健医療部保健医療総務課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年 4月 1日から施行する。

**沖縄県訓令第32号**

知 事 部 局

沖縄県衛生環境研究所ハブ研究嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県衛生環境研究所ハブ研究嘱託員設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県衛生環境研究所ハブ研究嘱託員設置規程（平成12年沖縄県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「保健医療部保健医療政策課長」を「保健医療部保健医療総務課長」に改める。

第6条第2項中「17日」を「16日」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第33号**

商 工 労 働 部

沖縄県国際物流拠点形成推進役設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県国際物流拠点形成推進役設置規程を廃止する訓令**

沖縄県国際物流拠点形成推進役設置規程（平成26年沖縄県訓令第3号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第34号**

沖縄県下水道事務所

沖縄県下水道管理事務所自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県下水道管理事務所自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令**

沖縄県下水道管理事務所自家用電気工作物保安規程（昭和47年沖縄県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

沖縄県下水道事務所

題名中「沖縄県下水道管理事務所」を「沖縄県下水道事務所」に改める。

目次中「工事の計画及び実施」を「工事の計画、実施及び使用前自主検査」に、「第14条」を「一第15条」に、「第15条一第17条」を「第16条一第18条」に、「運転又は操作」を「運転、操作等」に、「第18条」を「第19条一第21条」に、「第19条・第20条」を「第22条・第23条」に、「第21条」を「第24条」に、「第22条・第23条」を「第25条・第26条」に、「第24条一第28条」を「第27条一第31条」に改める。

第1条中「法律第170号。」の次に「以下「法」という。」を加え、「沖縄県下水道管理事務所」を「沖縄県下水道事務所」に、「「所」を「「事務所」に改め、「運用」の次に「に関する保安」を加える。

第2条中「行う者」の次に「（事務所の電気工作物に係る法第39条第1項に規定する維持管理の業務を受託している者（以下「みなし設置者」という。）を含む。）」を加える。

第3条中「第28条」を「第31条」に、「当たっては」を「当たっては」に改める。

第4条中「下水道管理事務所長」を「下水道事務所長」に改める。

第6条の見出し中「職務」を「設置及び職務」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

那覇、宜野湾、具志川及び西原浄化センター（以下「センター」という。）に、法第43条に規定する主任技術者を置く。ただし、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項の規定により主任技術者を選任しないことができる場合は、この限りでない。

2 主任技術者は、センター長を補佐し、電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安監督の業務を総括しなければならない。

第8条中「従事する者」の次に「（以下「従業者」という。）」を加える。

第10条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「怠つて」を「怠つて」に改める。

第11条中「保安業務に従事するもの」を「従業者」に改める。

第12条中「保安業務に従事する者」を「従業者」に改める。

第4章の章名中「及び実施」を「、実施及び使用前自主検査」に改める。

第13条第1項中「管理者」を「所長」に、「当たっては」を「当たっては」に改め、同条第2項中「保修工事」を「補修工事」に、「年度計画」を「工事計画」に改め、同条第3項中「所内」を「センター内」に改める。

第14条第1項中「当たっては」を「当たっては」に、「所内」を「センター内」に改め、同条第2項中「当たっては」を「当たっては」に改め、同条第3項中「支障なき」を「支障ない」に改める。

第28条を第31条とし、第27条を第30条とする。

第26条中「電気工作物」を「センター長は、電気工作物」に改め、「担当者において」を削り、同条を第29条とする。

第25条中「電気工作物」を「センター長は、電気工作物」に改め、「担当者において」を削り、同条を第28条とする。

第24条中「受電室」を「、受電室」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条を第27条とする。

第23条中「別図に」を「別に」に改め、第9章中同条を第26条とする。

第22条を第25条とする。

第21条の見出しを削り、同条第2項中「保修記録」を「補修記録」に改め、同条に次の1項を加える。

4 使用前自主検査の結果は、法令に基づき記録し、5年間保存するものとする。

第8章中第21条を第24条とする。

第20条第2項中「危険を」を「危険が」に改め、第7章中同条を第23条とする。

第19条を第22条とする。

第18条の見出し中「又は操作等」を「、操作等」に改め、同条第1項中「異状」を「異常」に、「しゃ断器」を「遮断器」に改め、同条第2項中「主任技術者若しくは代務者又は」を削り、「異状」を「異常」に、「あらかじめ定められた」を「電気関係報告規則（昭和46年通商産業省令第54号）第3条に定める」に、「受け、」を「受ける等」に改め、同条第3項中「前項」を「所長は、前項」に、「経路は、」を「経路を」に改め、同条第4項中「受電用しゃ断器」を「従業者は、受電用遮断器」に、「当たっては」を「当たっては」に改め、第6章中同条を第19条とし、第6章中同条の次に次の2条を加える。

(発電所の長期間の停止時の措置)

**第20条** 所長は、発電設備を長期間にわたり停止する場合は、主要機器の点検を行うとともに、防錆、防湿等必要な措置を講じるものとする。

(発電所の運転開始時の措置)

**第21条** 所長は、発電設備を相当期間停止の後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じ試運転を行い、保安の確保に万全を期するものとする。

第6章の章名を次のように改める。

**第6章 運転、操作等**

第17条中「異状」を「異常」に、「遺憾」を「遺漏」に改め、第5章中同条を第18条とする。

第16条を第17条とする。

第15条第2項中「当たっては」を「当たっては」に、「所内」を「センター内」に、「所長」を「センター長」に改め、同条を第16条とする。

第4章中第14条の次に次の1条を加える。

(使用前自主検査)

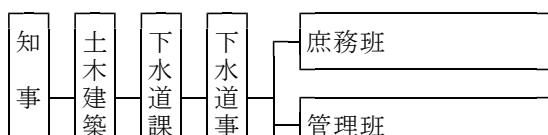
**第15条** 主任技術者は、法第51条第2項に規定する使用前自主検査（以下「使用前自主検査」という。）において、電気工作物が同項各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

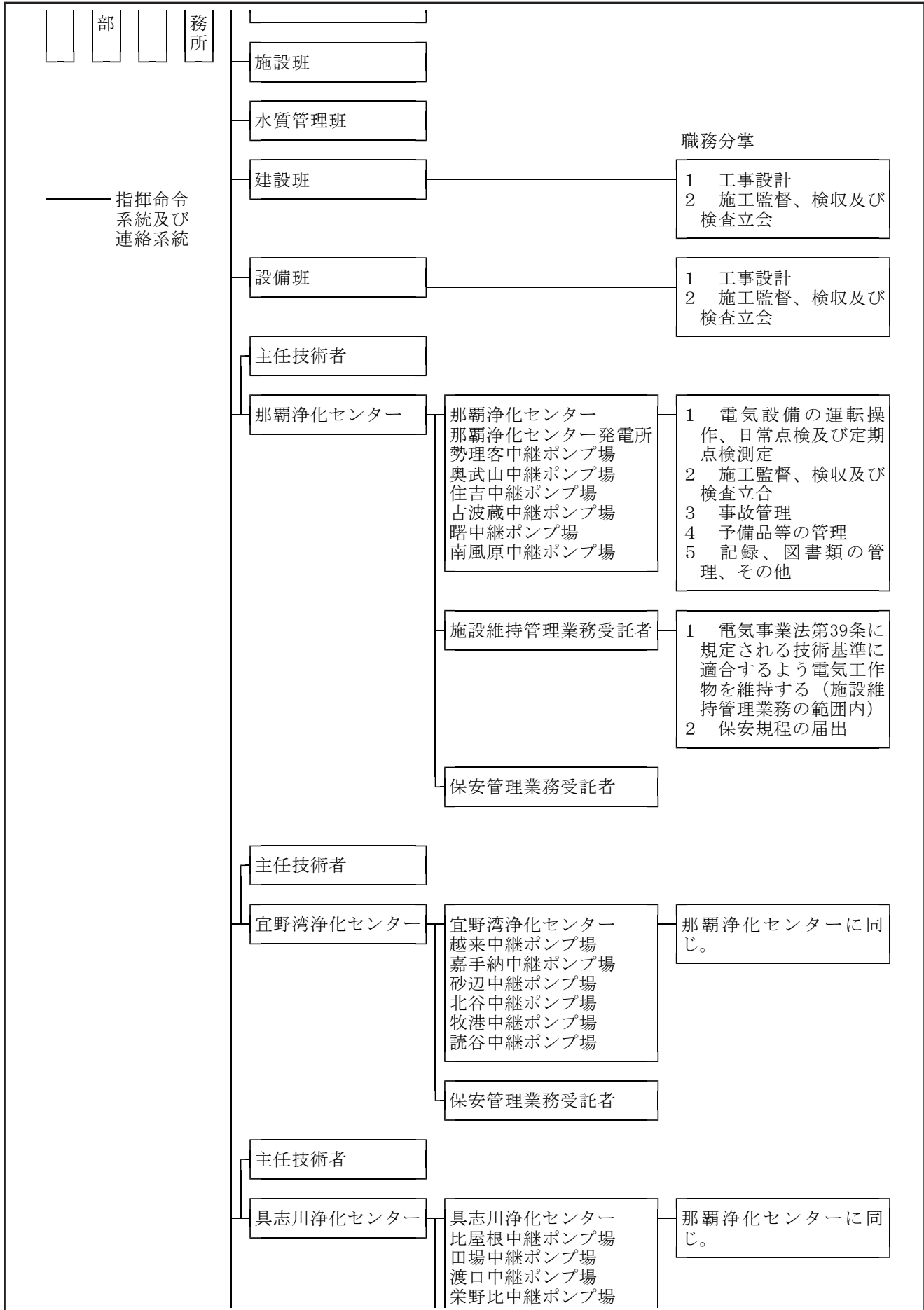
2 所長は、使用前自主検査を行うときは、必要な検査員を配置しなければならない。

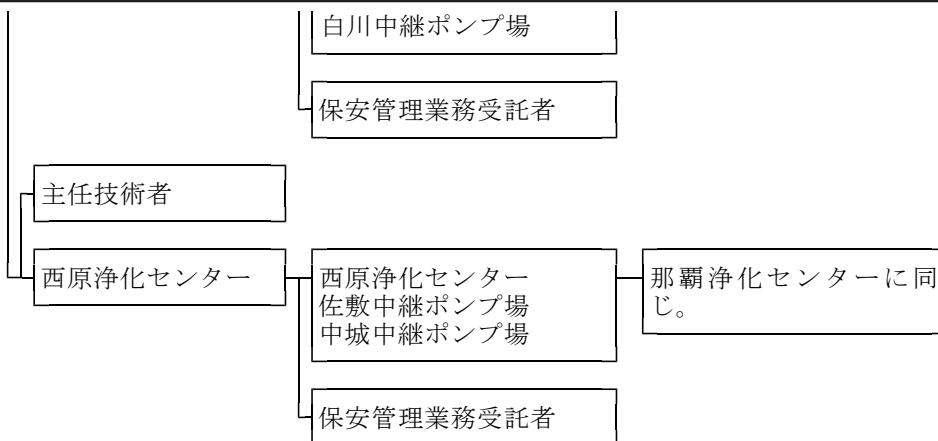
別表第1を次のように改める。

**別表第1（第5条関係）**

(1) 組織構成







- (注) 1 那覇浄化センター及び那覇浄化センター発電所にみなし設置者を置く。  
 2 施設維持管理業務受託者は、那覇浄化センター及び那覇浄化センター発電所のみなし設置者とする。

(2) 職務権限

土木建築部長	所長	センター長	みなし設置者
部長は、下水道事務所の電気工作物の運営を総括管理するため、次の事項を行う。	所長は、部長の指揮を受け、事務所の各班長を指揮命令し、次の事項を行う。	センター長は、所長及び主任技術者の指揮を受け、所属職員及びみなし設置者を指揮命令し、次の事項を行う。	みなし設置者は、センター長及び主任技術者の指揮を受け、所属職員を指揮命令し、次の事項を行う。
1 決定事項 (1) 工事計画 (2) 重大電気事故の措置 (3) 保安全管理上重要事項	1 決定事項 (1) 軽易な事項の計画 (2) 補修工事計画及び実施 (3) 運用上の重要事項	1 決定事項 (1) 保全作業の運用 (2) 運転作業の運用 (3) 軽易な事故の処理	1 決定事項 主任技術者の選任
2 立案事項 (1) 保安規程及び細則の制定 (2) 国への提出書類	2 立案事項 (1) 工事計画 (2) 重大電気事故の措置 (3) 保安全管理上の重要事項	2 立案事項 (1) 軽易な事項の計画 (2) 運用上の重要事項	2 立案事項 (1) 軽易な事項の計画 (2) 運用上の重要事項
3 報告を受けるべき事項 所長の主要業務執行内容	3 報告を受けるべき事項 事務所の各班長及び主任技術者の主要業務執行内容	3 報告を受けるべき事項 (1) 所属職員の日常業務及び指示した事項 (2) 運転及び保全状況	3 連絡調整を図る事項 (1) 事務所の各班との調整 (2) センター職員との調整 (3) 電気事業者との調整
4 連絡調整を図る事項 (1) 県内部の調整 (2) 所管官庁との調整	4 連絡調整を図る事項 (1) 事務所内の整備 (2) 電気事業者との調整	4 連絡調整を図る事項 (1) 事務所の各班との調整 (2) 電気事業者との調整 (3) 保安管理業務受託者との調整 (4) みなし設置者との調整	(4) 保安管理業務受託者との調整

別表第2及び別表第3中「第15条」を「第16条」に改める。

別図を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。



## 災害対策本部事項

### 沖縄県災害対策本部長訓令第1号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖縄県災害対策本部長

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成19年沖縄県規則第2号）」を「沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成29年沖縄県規則第5号）」に改める。

別表第1中「基地防災統括監」を「秘書防災統括監」に、「秘書広報統括監」を「基地対策統括監」に、「保健衛生統括監」を「医療企画統括監」に改める。

別表第2保健医療部の項を次のように改める。

保 健 医 療 部	保健医療総務班 班長 保健医療総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び連絡調整に関する事。</li> <li>2 部所管の被害状況の総括に関する事。</li> <li>3 部内各班及び他部の応援に関する事。</li> </ol>
	医療政策班 班長 医療政策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害医療本部の設置及び運営に関する事。</li> <li>2 災害時における医療に関する事。</li> <li>3 医療関係施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。</li> <li>4 防災計画に基づく救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関する事。</li> <li>5 医療関係機関・団体との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	健康長寿班 班長 健康長寿課長	避難住民等に対する健康相談、指導等に関する事。
	地域保健班 班長 地域保健課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における感染症対策に関する事。</li> <li>2 災害時における保健衛生対策に関する事。</li> <li>3 災害派遣精神医療チームに関する事。</li> <li>4 災害時における助産に関する事。</li> </ol>
	衛生業務班 班長 衛生業務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の食品衛生に関する事。</li> <li>2 水道及び生活衛生関係営業施設の被害調査に関する事。</li> <li>3 飲料水の供給に関する事。</li> <li>4 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管理に関する事。</li> <li>5 災害時における死体の埋葬処理に関する事。</li> <li>6 災害時における医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関する事。</li> <li>7 業務関係施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。</li> <li>8 災害時における毒物及び劇物に関する事。</li> </ol>
国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関する事。</li> <li>2 後期高齢者医療保険料及び被保険者の一部負担金の減免に関する事。</li> </ol>	

別表第2企業部の項中「建設計画課長」を「建設課長」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成29年 4月 1日から施行する。

## 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

**沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号**

**沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号**

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖縄県国民保護対策本部長  
 沖縄県知事 翁 長 雄 志  
 沖縄県緊急対処事態対策本部長  
 沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令**

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱（平成19年沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号・沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成19年沖縄県規則第2号）」を「沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成29年沖縄県規則第5号）」に改める。

別表第1中「基地防災統括監」を「秘書防災統括監」に、「秘書広報統括監」を「基地対策統括監」に、「保健衛生統括監」を「医療企画統括監」に改める。

別表第2保健医療部の項を次のように改める。

保 健 医 療 部	保健医療総務班 班長 保健医療総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。 3 部内各班及び他部の応援に関する事。
	医療政策班 班長 医療政策課長	1 災害医療本部の設置及び運営に関する事。 2 武力攻撃災害時における医療に関する事。 3 医療関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関する事。 5 医療関係機関・団体との連絡調整に関する事。
	健康長寿班 班長 健康長寿課長	避難住民等に対する健康相談、指導等に関する事。
	地域保健班 班長 地域保健課長	1 感染症対策に関する事。 2 保健衛生対策に関する事。 3 災害派遣精神医療チームに関する事。 4 武力攻撃災害時における助産に関する事。
	衛生薬務班 班長 衛生薬務課長	1 避難所等における食品衛生の確保に関する事。 2 水道及び生活衛生関係営業施設の保全対策及び被害調査に関する事。 3 飲料水の供給に関する事。 4 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管理に関する事。 5 遺体の埋葬及び処理に関する事。 6 医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関する事。 7 薬務関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 8 毒物及び劇物の管理に関する事。
国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関する事。 2 後期高齢者医療保険料及び被保険者の一部負担金の減免に関する事。	

別表第2企業部の項中「建設計画課長」を「建設課長」に改める。

別表第3中「基地防災統括監」を「秘書防災統括監」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 新型インフルエンザ等対策本部事項

**沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号**

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長  
沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令**

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成27年沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成26年沖縄県規則第67号）」を「沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成29年沖縄県規則第5号）」に改める。

別表第1知事公室部の項中「秘書広報統括監」を「秘書防災統括監」に改め、同表保健医療部の項中「保健衛生統括監」を「医療企画統括監」に改める。

別表第2総括情報部の項中「健康長寿課長」を「地域保健課長」に、「保健医療政策課長」を「保健医療総務課長」に改め、同表子ども生活福祉部の項中

「 青少年・子ども家庭班 班長 青少年・子ども家庭課 長 」	所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関するこ と。
--------------------------------------------	----------------------------------

「 青少年・子ども家庭班 班長 青少年・子ども家庭課 長 」	所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関するこ と。
子ども未来政策班 班長 子ども未来政策課長	部内各班又は他部の応援に関するこ と。

に改め、同表保健医療部の項を次のように改める。

保健 医療 部	保健医療総務班 班長 保健医療総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関するこ と。 2 部所属の職員のみ患状況等の総括に関するこ と。 3 衛生環境研究所の事業継続支援に関するこ と。
	医療政策班 班長 医療政策課長	1 指定地方公共機関（医療関係）の事業継続支援に関するこ と。 2 医療関係機関及び団体との連絡調整に関するこ と。
	健康長寿班 班長 健康長寿課長	部内各班又は他部の応援に関するこ と。
	地域保健班 班長 地域保健課長	1 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び保管に関するこ と。 2 医療機関の施設及び設備の整備に関するこ と。 3 特定接種を受けた県職員の健康被害救済に関するこ と。
	衛生薬務班 班長 衛生薬務課長	1 興行場及び旅館業に対する指導に関するこ と。 2 埋葬及び火葬の特例等に関するこ と。 3 水道事業の事業継続支援に関するこ と。 4 食鳥処理施設における鳥インフルエンザの発生状況、動向

	及び原因調査に関する事 5 指定地方公共機関（医薬品等製造販売業及び医薬品等販売業関係）の事業継続支援に関する事 6 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整に関する事 7 医薬品、医療機器又は衛生材料の備蓄、調達及び配分に関する事。
国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	部内各班又は他部の応援に関する事。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社  
〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4